国家公務員法等の一部を改正する法律

(国家公務員法の一部改正)

第

条 玉 『家公務』 員法 昭昭 和二十二年法律第百二十号) *Ø*) 部を次のように改正 する。

目 次中 「第六十条」 を「第六十条の三」に、 「第五 款 休 職、 復職 退 職 及び免職 (第六十一条) を

「第五款 休職、復職、退職及び免職 (第六十一条)

第六章 款 幹部職員 の任用等に係る特例 (第六十一条の二―第六十一条の十一)

に、

第七十三条」

を

第七 款 幹 部 候 補 育 成課 程 (第六十一条の十二―第六十一条の十四)

第七十三条の三」に改める。

第二条第三項第六号を次のように改める。

六 国家戦略スタッフ

第二条第三項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 政務スタッフ

第三条第二項中 「及び任免 (標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。)、 給与

を 「の実施、 免職、 給与 $\widehat{}$ 般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五 年法律第九十五号) 第六条の

二第一 項の規定による指定 職俸給表 の適用を受ける職員の号俸の決定並びに 同法第二 八条第 項 \mathcal{O} 規定によ

る職 務 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 定 数 \mathcal{O} 設 定 及 び改定を除く。 に . 改 め、 研研 修 \mathcal{O} 下 に \mathcal{O} 実 施 を 加 え る。

第十二条第六項第四号中 「第二十三条」を「第二十三条第一 項」 に改り め、 同 項第八号を次のように改め

る。

八 削除

第十 八 条 **の** 二 第 項 中 標準 職 務遂 行 能 力及 び採用 昇任 等 基本 方針 に · 関 はする事 務 並 び に を 採 用 試 験

任用、 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与に関する法律 第六条 の 二 一第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による指 定職俸: 給 表 の 適 用を受け る職

員 の号俸の決定並 びに同 法第八条第 一項のに 規定による職務 \mathcal{O} 級 の定数 の設定及び改定、 に 改める。

を いう」 第十二 八 0) 条 下 \mathcal{O} 五. に 第二 項 第 中 五. + 「第三十六条ただ 兀 条第二 一項第七1 号に L 書 お を 7 て同じ」 「第三十六条 を加える。 第一 項ただ L 書」 に改め、 「定めるもの

第十八条の六に次の一項を加える。

内閣 総 理 大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規定により委任す る事務について、 その運営に関する指針を定め、 これを公

表する。

第二十三条に次の二項を加える。

内 閣 総 理大臣 は、 この 法 律 \mathcal{O} 目 的 達成上、 人事 院規則の制定又は改廃に関し意見があるときは、 その

意見を人事院に申し出ることができる。

前二項の規定により意見を申し出たときは、速やかに、

その内容を公表

するものとする。

人事院又は内閣

総理大臣は、

第二十七条の二中 「及び合格した」を 合格 した」 に改め、 「種類」 の 下 に 「及び第六十一 条 0 十 二

第二 |項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」 を加え

第五十八条第三項に規定する場合」を 「この法律に特段の定めが ある場合」に改 らめる。

第三十三条第三項中 「前二項」を 「前項」 に改め、 「これを」を削り、 同条第 項の 次に次 の 一 項を加

える。

前 項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、 この法律に定めのあるものを除いては、 人事院

の意見を聴いて、政令で定める。

第三十四条第一項に次の二号を加える。

六 幹 部 職員 内 閣府設置法 (平成十一 年法律第八十九号) 第五十条及び 国家行政組織法第六条に規定

する長 官 同法 第 十八条第 項 に規 定する事 務次官若 しくは 同 法第二十 条 第 項に 規 定す る 局 長 若

L くは 部長 0 官 職 又はこれら 0 官職 に準ずる官職であつて政令で定めるもの (以 下 「幹部職」という。

)を占める職員をいう。

七 管理 職 員 玉 1家行 政 組織法第二十一条第一 項に 規定する課長若しく 、は室 王長の官 職又はこれら 0) 官職

12 準 ず る官 職 で あ つて 政 令で定める Ł 0 (以 下 「管理 職 という。 を占 8 Ś 職 員 を 1 う。

第三十五条中 「人事 院規 別りを 「人事院の意見を聴いて定める政令」に、 「別段 の定」を 「別段 の定め

に、 「いずれ か一 を しい ずれ か」に改 め、 同条ただし書中 「但し、 人事 院 を 「ただし、 内閣 総 理大

臣」に、 「この限 ŋ で は な <u>`</u>` を この 限 りでな い に改め る。

第三十 六条ただし 書中 「人事 <u>院</u> 規 則 を 職 員 0 幹部 職 0 採用を行う場合又は政令」に改め、 同条に

次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四十二条中 「人事院規則の」を「政令で」に改め、 同条に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四 十三 条中 「第四 十四四 条」 を 次 条 第 項」 外」 を 「ほ か に改 8 á.

第 四 + 匝 条中 人 事 院 は 人事 院 規則 に より、 を削 り、 且 <u>つ</u> を カ つに、 「要件を」 を 「要件

は、政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四 十六 条 中 人 事 院 規 則 0 を 政 令で」 に改 め、 同 条に次 \mathcal{O} 項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(試験に関する報告要求等)

第四 + 八 条 の 二 人事 院 は、 前 条 に 規定する る試 . 験機! 関に対 人事院規則 の定めるところにより、 採用試

験の実施状況について報告を求めることができる。

人事 院は、 前条に規定する試験機関が法令又は人事 院規 則に違反して採用試験を行つた場合には、 そ

の是正のため必要な指示を行うことができる。

第五十条中 「人事 院規則 \bigcirc を「政令で」に改 め、 同条に次の一 項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第五十三条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第五 十四条第二項第四号中 「前三号」を「前各号」に改め、 同号を同項第八号とし、 同項第三号の次に

次の四号を加える。

兀 管 理 職 ^ \mathcal{O} 任 用 に関する基 準 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 指 針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 職 員 の公募 (官 職 の職 務 \mathcal{O} 具体的 な内容並 びに当該 官職に求められ る能力及び経験を公示して、 当

該官職 0 候 補 者を募集することをいう。 以下同じ。) を行う幹部職 及び管理職 0) 数の 目 標その他 0 職

員の公募に関する指針

七 官民の人材交流に関する指針

第五十四条第二項の次に次の一項を加える。

前 項第六号 0 指 針を定めるに当たつては、 犯罪 \mathcal{O} 捜査 そ 0 他特 ·殊性 を有る する職が 務 0 官職 に 0 *()* て 0) 公

募 \mathcal{O} 制 限 に 関 す る事 項そ \mathcal{O} 他 職 員 \mathcal{O} 公募 \mathcal{O} 適 正 を確 保 するために 必要な事 項に配 慮する ŧ のとする。

第 五. + 五 条 第 項 た だ L 書 中 外 局 \mathcal{O} 長 \mathcal{O} 下 に **国** 家 行 政 組 織 法 第 七 条 第 五. 項 に 規 定 する実 施 庁 以

外 \mathcal{O} 庁 に あ 0 7 は 外 局 \mathcal{O} 幹 部 職 を 加 え、 同 条 第 項 中 「そ \mathcal{O} 任 命 権 を 卓幹 部 職 以 外 \mathcal{O} 官 職 内 閣

が 任 命 権 を有する場合に あ 0 て は 幹 部 職 を含 む。 \mathcal{O} 任 命 権 に、 職 員 を 国 『家公務』 員 **(**内 閣 が 任

命 権 を 有 す Ź 幹 ·部 職 に あ つ 7 は、 内 閣 総 理 大臣 又 は 玉 務 大臣)」 に、 「人事 院 を 内 閣 総 理大 臣 に 改

め、 同 条 第 項 中 人 事 院 規 則 及 び 人 事 院 指 令 を 及 び 政 令」 に 改 8 る。

第 五. + 七 条 中 「採 用 0 下 に _ 職 員 \mathcal{O} 幹 部 職 ^ 0 任 命 12 該当するものを除 を加える。

第 五. + 人 条第 項中 転 任 0 下 に \neg 職 員 \mathcal{O} 幹 部 職 \sim 0 任 命に 該当するものを除 _ を加 え、 同

条 第二 項 中 場 合 \mathcal{O} 下 に \neg (職 員 \mathcal{O} 幹 部 職 \sim \mathcal{O} 任 命 に 該 当する ŧ Ō を除く。 _ を 加 え、 同 条 第 項 中

転 任 0) 下 に 職 員 \mathcal{O} 幹 部 職 ^ \mathcal{O} 任 命 に 該当、 す る ŧ \mathcal{O} を除 < を 加 える。

第 五. + 九 条 \mathcal{O} 見出 しを (条件 付 任用 期 間) に 改 め、 同 条第 項 中 「 条 件 附 を 「条件 付 に改 め、

同 条第二項 中 「条件 -附採用 に を 「条件: :付採用 に に、 「条件附 採 用 期 間」 を 条 八件付採 日 用 湖間」 に、

こえる」を「超える」に、 「人事院規則でこれを」を「人事院の意見を聴いて、政令で」に改める。

第六十条第一項中「人事 院規則の」 を 「政令で」に、 「人事院 \bigcirc を 一一内 閣総理大臣の」 に改め、 同条

第二 項 中 「人事 院 を 内 閣 総理 大臣」に、 任用される者」を 任 用され ·る者」 に 改 め、 同 条 第三 項

中 「人事 *院は」 を 内内 閣 総 理大臣 は」に、 「前二項」を 「前三項」に、 「人事 院規則」 を 政令」 に 改 8

同条第五 項 中 「この法律」 の 下 に 「、この法律に基づく政令」を加え、 同条第一項の次に次の一 項を加

える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第三章第二節第四款に次の二条を加える。

(職員の公募)

第六十名 -条の二 任 命 権者は、 官職 (幹部職を除く。 以下この条にお , , て同じ。 に欠員を生じた場合又は

欠員 を生ずると相当程度見込ま れる場合には、 政令で定めるところにより、 当該. 官 職 に つ 7 て 職 員 の公

募を行うことができる。

職員以外の者の みを募集の対象とする職員の公募を行つた官職 \sim の任命は、 当該 職員 の公募に応募し

応 同 た者 募 条 の中 に 規 た 者 から第五 定する標 以 外 \mathcal{O} 十七七 準 者 職 \mathcal{O} 中 務 条の規定に基づき行うものとする。 遂 か 行能 5 同 力及び 条 又 は 第 適 性を有る 五. + 八 条 すると認 \mathcal{O} 規定 に 8 ただ 6 基づき行 れる者が Ļ うも 当該 **\ な \mathcal{O} 職員の公募に応募した者の中に とする。 7 ときは、 当 該 職 員 \mathcal{O} 公募に

募に た者 同 条 職 応 各 の中 員 募 項 で に か あ L たら第 る者 規定す た者 五 (T) 以 十八条 んる標準 外 4 を募 \mathcal{O} 者 進 \mathcal{O} 集 職 \mathcal{O} 務遂 規定に基づき行うも 中 \mathcal{O} 対象とす か 5 行 能力 第 五. 十七 及び んる職員 条 適 文 性 \mathcal{O} は を有すると認めら のとする。 公募を行つ 第 五 + 八 た官 条 ただし、 \mathcal{O} 規 職 定に れ ^ 当該職 . る者 0) . 基 任 が づき行う 命 7 員 は な \mathcal{O} 当該 公募に応募 1 ŧ ときは、 職員 0) \mathcal{O} 当 該 l 公募に応 た者 職 員 0 募 中に \mathcal{O} 公

標 十七 以 れ 進 外 る者 職 条 及 \mathcal{O} 員 的 者 \mathcal{O} 以 な 官 Ţ 外 中 及 第五 か び 職 の者及 職員 ら行うも に $\overline{+}$ 係 父び職員 -八 条 る標準 で あ る者に のとする。 潍 \mathcal{O} 規 職 である者 定 務 対 に 遂 行 す カゝ ただ る共 能 カン の双方を募集 わ 力 らず、 及 Ļ 通 び \mathcal{O} 当 当 選 該 必考に 任 該 職 命 0 任命しようとする官職 員 ょ 対象とする職 権 り、 者が、 の公募に応募した者 任 当該 命 しようとす 職 員 員 の公募を行つた官 の公募に応募 に んる官職 の中に当該 つ V て \mathcal{O} \mathcal{O} 属 l 適 た者 職 標準 性を す Ź ^ 0) 職 有 職 で 任 務遂 あ すると 制 つて、 命 上 は、 行 \mathcal{O} 能 認 段 階 第五 職 め 力 及 5 \mathcal{O} 員

び 当 :

該

適

性を有すると認

めらい

れ

る者が

, \

ない

ときは、

当 該

職員の

公募に応募した者以外

 \mathcal{O}

者

 \mathcal{O}

中

カン

ら第

五十七条又は第五十八条の規定に基づき行うものとする。

前 項に 規定する共通 \mathcal{O} 選考は、 職員 0 公募に応募した者 \mathcal{O} 専門 性並びに多様な経験及び実績を適切に

評価することができるようなものでなければならない。

、選考による採用に関する報告要求等)

第六十条の三 人事 · 院 は、 任命権者に対し、 人事院規則 の定めるところにより、 選考による職員の採用の

実施状況について報告を求めることができる。

人 事 院 は、 任 命 権 者 が 法令に違反して 選考による職員 の採用を行 つた場合には、 その 是正 一のため 必 要

な指示を行うことができる。

第三章第二節に次の二款を加える。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

第六十一条の二 内 閣 総理 大臣は、 次に掲げる者について、 政令で定めるところにより、 幹部 職 自 衛隊

法 (昭 和二十九年 法律第百六十五号) 第三十条の二第一 項第六号に規定する幹部 職を含む。 以下この 項

に お いて同じ。)に属する官職 (同 一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。 第

六十 一条の十四にお いて同じ。) に係る標準 職 務遂行能 力 (同法第三十条の二第一 項第五号に規定する

標準 職 務 遂 行 能 力を含む。 を有する か 否か を判定するため 0 審 査 (以 下 「適格: 性 [審査] . う。 を

行うものとする。

幹 · 部 職員 自 衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。 以下この項及び第六十

一条の十二第一項において同じ。)

幹 · 部 職 員 以外 \mathcal{O} 者 で あ つて、 幹 部 職 \mathcal{O} 職 責 を担うに ふさわ L ١ ر 能 力を有すると見込まれる者として

任命権 者 (自衛隊法第三十一条第一項の 規定により同 法第二条第五項に規定する隊員 の任免に ついて

権 限を有する者を含む。 第三項及び 第四 項、 第六十一条の八並びに第六十一条 の十四に お 7 、 て 同

が内閣総理大臣に推薦した者

三 第六十 条 O五. 0) 規 定 及び 自 衛隊 法第三十 · 一 条 の 六の 規定による幹 ··· 部 職員の 公募に応 募し た者

兀 適 格 性審 査を受けることを内 . 閣総 理大臣に申し 出た者であつて、 幹部 職 \mathcal{O} 職務の遂行に欠くことの

できない最小限度の要件として政令で定めるものを満たす者

内 閣 総 旭理大臣 は、 適格 性審 査 に合格 した者について、 政令で定めるところにより、 氏名 その 他 政

定め る事 項を記れ 載 L た名簿 (以 下 「幹部 候補者名簿」 という。 を作成するものとする。

内 閣 総 理 大 臣 は 任 命 権 者 \mathcal{O} 求 \Diamond が あ る場 合 に は、 政 令で定めるところに より、 当 該 任 命 権 者 12 対

、幹部候補者名簿を提示するものとする。

内 閣 総 理大臣 は 政令で定めるところにより、 定期的に、 及び任命権 者 の求めが ある場合その他

必

要

が あ ると 認め る場合に は 随 時、 適 格性 審 査 を行 V) 幹 部 候 補 者 名 簿を更新 す るも のとする。

内 閣 総 理 大臣 は 前 各 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 権 限 を 内 閣 官 房 長 官 に 委任 す る。

幹 部 候 補 者 名 簿に 記 載されて V) る者 っ 中 カ 5 \mathcal{O} 任 用

第六十 一条の三 選考による職 員 0 採用 で あ つて、 幹部 職 0 任 命に該当するものは、 任 命 権者が、 幹 部

候 補 者名 簿 12 記 載 合れ 7 1 る者 であつて、 当 該 任 命 しようとする幹部 職 に 0 V て \mathcal{O} 適 性 を有す ると認 8

られる者の中から行うものとする。

職 員 \mathcal{O} 昇 任 及 び 転 任 で あ つて、 幹 部 職 へ の 任 命に該当するもの は、 任 命権者が、 幹部! 候 補 者名簿 に 記

載されてい る者であつて、 職 員 \mathcal{O} 人事 評 価に 基づき、 当 該 任命 しようとする幹部 職 につ () 7 0 適 性を有

すると認められる者の中から行うものとする。

任 命権 者は、 幹部候補者名簿に 記載されてい る職員の降任であつて、 幹部職 ^ の任命に該当するもの

を行う場合に は、 当 該 職 員 \mathcal{O} 人 事 評 価 に . 基づ き、 当 該 任 命 しようとする幹 部 職 に 0 1 7 \mathcal{O} 適 性 を有 する

と認められる幹部職に任命するものとする。

玉 際 機関 又は 民間 企業に派遣されていたこと等の 事情により人事評価 が行われ てい な い職員 のうち、

幹部 候 補 者 名簿に 記載されてい る者の 昇任、 降任又 は転 任であつて、 幹 部 職 \sim \mathcal{O} 任 命 に該当す Ś ŧ 0 に

ようとする幹部 職 に つい 7 の適性 を判断 して行うことができる。

<u>つ</u>

7

7

は、

任

命

権

者が、

前

項

 \mathcal{O}

規定

に

か

か

わ

5

ず、

人

事

評

価

以

外

 \mathcal{O}

能

力

 \mathcal{O}

実

証

に

基づき、

当

該

任

命

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第六十 条 \mathcal{O} 几 任 命 権 者 は 職 員 \mathcal{O} 選 考に ょ る 採 用、 昇任、 転 任 及び降り 任 であ つて幹部 職 0 任 命 に 該

当 す るも \mathcal{O} 幹 ·部 職 員 \mathcal{O} 幹部 職 以 外 \mathcal{O} 官 職 ^ 0 昇任、 転 任 及 び 降 任 並 び に 幹 部 職 員 \mathcal{O} 退 職 (政 令 で 定 8

るも のに限る。 次項 に お V) 、 て 同 ľ 及び免職を行う場合には、 政令で定めるところにより、 あら かじ

内閣 総 理大臣 . 及び 内 閣官房長官に協議した上で、 当該: 協 臓臓に基づ づい て行うものとする。

め

内 閣 総理大臣 又は内閣官房長官は、 幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要があると

認める るときは、 任 命権 者に対し、 幹部 職員 の昇任、 転任、 降任、 退職 又は 免職 (以下この 項に お 7 て

昇任 · 等 _ という。 に つ V) て協 議 を求 めることができる。 この 場 %合にお V > て、 協 議 が 調 つ たときは 任

命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

(幹部職員の公募)

第六十 一条の 五 幹 部 職員 の公募は、 内閣 総理大臣 が、 次項 \mathcal{O} 通知を受けたとき、 又は第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 協 議 が 調

たときに、 当 該 通 知 又 は 当 該 協 議 に 係 る幹部 職 に 0 *((* て、 政 令で定めるところにより行 うも \mathcal{O} とす

任 命権 者 は 幹 部 職 に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、 当 該

幹部 職 に つい て 幹 -部職 員 0 公募を行うことが適当であると認めるときは、 内閣 総理大臣に対し、 その旨

を通知するものとする。

内 閣 総 理 大臣 は、 前 項 に 定定め る ŧ \mathcal{O} 0 ほ か、 幹 部 職 に欠員を生じ た場合又は欠員を生ずると相当程 度

見込 まれ る場合にお いて、 当該 幹 -部職 12 つ ١ ر て幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは

任命権者と協議することができる。

(公募を行つた幹部職への任命)

第六十 条 の六 職 員 以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 4 を募 集 \mathcal{O} 対象とする幹部 職 員 \mathcal{O} 公募を行 つた幹 部 職 ^ 0) 任 命 は、 当 該

幹 部 職 員 \mathcal{O} 公募に 応 募 l た 者 \mathcal{O} 中 カ 5 第 六 + 条 \mathcal{O} =第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ っき行う ŧ Ō とす ただ

当 該 幹 部 職 員 \mathcal{O} 公 「募に・ ・応募・ L た 者 \mathcal{O} 中 に 幹 部 候 補 者 名簿 に 記 載 さ れ るべ き者が , , な いとき、 又 は 同 項に

規 定 す Ś 適性を有すると認めら れ る者 が 1 な 1 ときは、 当 |該幹 部 職 員 \mathcal{O} 公募に応募した者以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 中

から同条の規定に基づき行うものとする。

職 員 で あ る 者 \mathcal{O} 4 を募 集 \mathcal{O} 対 象 とする幹 部 職 員 \mathcal{O} 公募を 行 0 た 幹 部 職 ^ \mathcal{O} 任 命 は 当 該 幹 部 職 員 \mathcal{O} 公

募に 応募した者 \mathcal{O} 中 から 第六十 条の三第二 項 か 5 第 匹 項 くまで \mathcal{O} 規定に 基づき行うものとする。 ただ、

当 該 幹 部 職 員 \mathcal{O} 公募に応募し た 者 \mathcal{O} 中 に 幹 部 候 補 者 名 簿 に記 載され るべ き者が 1 な いとき、 又 は 同 条

第二 項 か 5 第 兀 項 ま で に 規 定 す Ź 適性 を 有す ると認め 5 れ る者 が V な 1 ときは、 当 該 幹 部 職 員 \mathcal{O} 公募に

応募 L た 者 以 外 0) 者 \mathcal{O} 中 か 5 同 条 \mathcal{O} 規 定に 基づき行う ŧ \mathcal{O} とす

職 員 以 外 の者及 (び職! 員 で あ る者 \mathcal{O} 双方を募集 の対 象とする幹部 職 員 の公募を行 つた幹部 職 \mathcal{O} 任 命 は

第六十一 条の三 0) 規定 に か か わ らず、 任命 権 者 が、 幹 部 候補 者 名簿 に 記 載され てい る者であ 0 て、 当

該 幹 部 職員 の公募に応募した者であり、 か つ、 職員以外の者及び職員である者に対する共通の 選考によ

り、 当該 任命 しようとする幹部 職 につ V ての 適性を有すると認 めら れ る者 \mathcal{O} 中 か ら行うも のとする。 た

だし、 当 該 幹 部 職 員 \mathcal{O} 公募に応 募 た 者 \mathcal{O} 中 に 幹 部 候 補 者 名簿 に 記 載 É れ るべ き者 が 1 な 1 とき、 又 は

当 該 適 性 を有すると認め 5 ħ る者がい な いときは 当 該 幹 部 職 員 0 公募に 応募し た者以外 0) 者 \mathcal{O} 中 か 5

同条の規定に基づき行うものとする。

前 項 E 規定する る共 通 0) 選考は、 幹 部 職 員 \mathcal{O} 公募に に応募し、 た者 \mathcal{O} 専門 性 並 び に多様な経 験 及び 実績 を適

切に評価することができるようなものでなければならない。

(管理職への任用に関する運用の管理)

第六十 一条 の七 任 命権 者 は、 政令で定めるところにより、 定期的 に、 及び内 閣 総 理大臣 の求め が ある場

合に は 随 時、 管 理 職 \mathcal{O} 任 用 0) 状 況 を 内 閣 総 理 大 臣 12 報 告する ŧ のとする。

内 閣 総 理 大 臣 は 第 五 + 兀 条 第 項 第 兀 号 \mathcal{O} 基 準 に 照 5 7 必 要が あると認め る場合 に は、 任 命 権者

に 対対 管 理 職 \mathcal{O} 任 用 に 関 す る運 用 0 改善そ 0 他 \mathcal{O} 必 要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする管理職への任用に係る調整

第六十一条の 八 内 閣 総 地理大臣: は、 任命権者を異にする管理 職 (自衛隊法第三十条 の二第 項第七号に規

定す る管 理 職 を含む。 ~ \mathcal{O} 任 用 \mathcal{O} 円 滑 な実施 に資するよう、 任 命 権者 に 対する情 報提: 供、 任 命 権 者 相

互. 間 \mathcal{O} 情 報 交換 \mathcal{O} 促 進 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必 要 な 調 整 を行 うも 0 とする。

(幹部職及び管理職の職務明細書)

第六十 条 0) 九 任 命権 者 は、 政 令で定めるところにより、 幹部 職 及び管理職に属する官職 につ ١ ر て 職 務

明 細 書 (採 用、 昇任、 転 任 及び 降 任 \mathcal{O} 基 礎 並 び に 職 員 \mathcal{O} 人 事 評 価 \mathcal{O} 基 礎 となるべ き資料として、 職 務 \mathcal{O}

具 体 的 な内 容 並 び 12 当 該 官 職 12 求 \Diamond 5 れ る能 力 及 び 経 験 が 記 載 さ れ た文書 を 1 う。 次項 に お 1 7 同

を作成しなければならない。

前 項 \mathcal{O} 場 合に お 7 て、 任 命 権 者は、 あ 5 かじめ、 職務明細書 \mathcal{O} 記載 の内容につき、 内閣 総理大臣 . に 協

議しなければならない。

人事に関する情報の管理)

第六十 条 \mathcal{O} + 内 閣 府、 各省そ O他 \mathcal{O} 機関 は、 政令で定めるところによ ŋ 当該 機 関 \mathcal{O} 幹 部 職 員、 管 理

職員、 第六十一 条の 十二第二項第二号に 規定する る課程は 対象者その他これらに 準ずず る職員として政令で 定

8 るもの (以下この条に おい て 「管理対象者」という。 0 人事記録の写しを、 内閣総理大臣に送付し

なければならない。

内 閣 総 理 大 臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に より 送付 され た 人 事 記 録 \mathcal{O} 写 L に 関 て必 要が あ ると認 めるときは

内 閣 府、 各省そ 0) 他 \mathcal{O} 機 関 に 対 Ļ 管 理 対 象 者 \mathcal{O} 人 事 に関 はする情に 報 \mathcal{O} 提供 を求めることができる。

内 閣 総 理大臣は、 第一 項 の規定により送付され た人事 記 録 の写 L に記載されて 7 る事項及び 前項 \hat{O} 規

定に より ク提供さ. れ た情 報 に基づい き、 政令で定めるところにより、 管理対象者の 人事 に関 す る情 報 を管 理

するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

(特殊性を有する幹部職等の特例)

第六十 一条 の十一 法 律 \mathcal{O} 規定に基づき内 閣 に 置 か れる機関 (内閣法 1制局 及び内閣府を除く。 以下この 項

に お 1 7 内内 閣 \mathcal{O} 直 属 機 関 とい . う。 人事 院、 検察庁 及び会計 検 査 院 \mathcal{O} 官職 (当該 官 職 が 内 閣 \mathcal{O} 直

属 機 関 に 属 す る ŧ \mathcal{O} で あ つて、 そ 0 任 命 権 者 が 内 閣 \mathcal{O} 委任を受け Ć 任 命 権 を行う者であ る ŧ \mathcal{O} を 除

に つい ては、 第六 十 一 条の二から第六十一 条 の七 まで及び第六十 条 0 九 第二項 \mathcal{O} 規 定 は 適 用 せず、

第五 十七 条、 第五十八条、 第六十条の二第一 項及び 前 条第 項 0) 規定 の適用 に つ 7 ては、 第五 十七条中

六十 条第 降 中 任 採 同 条の二 条第一 させ 転 用 項 中 任 (職 る場 職 第一 員 項 中 合 員 の幹部職 項 中 政令」 \mathcal{O} 幹部 職 転 任 員 官官 とあ 職 \mathcal{O} 職 職 の任命に該当するものを除く。 幹 0 部 る 員 (幹 任 0) \mathcal{O} 職 は · 部 幹 命に該当するものを除く。)」とあるのは \mathcal{O} 部 職を除く。 任 職 当 該 ^ 命 0) 12 、該当、 任 機 関 以下この条にお 命 「する、 \mathcal{O} に 職 該当するも 員 ŧ が のを除く。 適 格性 とあるのは いて同 のを除 審 査を受ける場合その ľ ₹ < とあ 「採用」と、 る 「転任」 とあ とあ \mathcal{O} は るのは る と 降 O他 は 第五 任 させ \mathcal{O} 同 「官職」 転転 必 条第二項 十八条第 る場 要 任 が ٢ 合 あ 中 る لح 前 第 項

用 六 転 五. + 警察庁 任 カ 職 条 ら第六十一 (職 の 二 員 の官 員 \mathcal{O} 幹 第 \mathcal{O} 幹 部 職 条の 部 項、 12 職 職 0 ^ 七 V 第六 \mathcal{O} \sim て \mathcal{O} 任 まで及び第六十一 は、 + 任 命 命 に --- 条 第六十一条の二、 該 に該当するものを除く。 当する \mathcal{O} 兀 第 ŧ 条の 0) 項 を除 及 九 び 第二 前 第六十一条の三、 条 項 第 0 項 規 لح とあ 定 あ \mathcal{O} 規 は る る 適 定 \mathcal{O} 0 用 第六十一 は \mathcal{O} は せず、 適 採 用 転 用 に 任」と、 第 条の四第二項、 0 と、 V 五. て + 第五 は 七 A 条、 同 条第 + 第 第五 八 五 第六十 条第 二項 + 十 七 条 八 一条の 中 項 降 中 任 採 第

させる場合

職

員

 \mathcal{O}

幹

部

職

 \sim

0

任

命に該当するものを除く。

_

とあ

るの

は

「降任させる場合」

と、

同

て

政

令

で

定め

る場

合

に

限

り、

政

令

とす

合に る。 条の二第 て で 条第三項 あ 条 1 この あつ る る場合 \mathcal{O} 兀 か て 中 場合に 否 第 にあ 項中 カン は 転転 項 \mathcal{O} お つ 中 玉 任 観 官 家 1 7 点 てに (職員 は、 て、 職 公安委員 か 5 協 (幹部) \mathcal{O} 内 玉 議 意見を述 幹部 閣 家 L 会を通じ 職 総 公安委員会を通じ た 上で、 理 を除く。 職 べ 大臣及び内 0) ることができる」 当該 任 て 任 以下この条に 命に該当するものを除く。 命 協 閣 権 議 者) て 官房長官 に 内 基 に 閣 づ と、 対 7 お 総 Ļ は、 7 理 て行う」 て 同 大臣 前 当該 任 条 ľ 第 命 及 とあ 幹 び 権 _ 者 部 内 項 中 職 閣 る <u>任</u> とあ とあるの に 官 \mathcal{O} 命権者 係 房 は 政令」 る標 長 る 官 0) 任 が警察庁 進 は は とあ に 職 命 官官 転転 務 通 権 職 任 る 遂 知 者 行 長官 する \mathcal{O} が と と 能 警 は 察庁 力 で Ł を有 あ \mathcal{O} 第六十 第六十 る とす 当 長 場 該 官

機 関 \mathcal{O} 職 員 が 適 格性審 査を受ける場合その 他の 必要がある場合として政令で定める場合に限り、 政令」

第七 項 内 及び第六 条第 閣 法 五. 制 項 局 + に 宮内 規 定す 条 广、 \mathcal{O} 五. る 第三項 外 実 局とし 施 庁 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 7 幹 部 置 は 職 か 適 れ これ 用 る委員 せず、 5 会 \mathcal{O} 第六 機 **(**政 関 + 令 \mathcal{O} 長 で定め を除 条 \bigcirc 匹 < る 第 Ł \mathcal{O} 項 に を除 並 0 7 びに第六十 . T は、 及び 第 六 玉 条の 家行 + 五. 条 政 第 組 \mathcal{O} 織 兀 法 項 第

及び第二

項

 \mathcal{O}

規

定

0

適

用

に

つい

て

は、

第六十一

条

O

兀

第

項

中

内

閣

総

理

大臣」

とあ

る

 \mathcal{O}

は

任

命

権

者

 \mathcal{O} 属 する機関 に係る事項につい ての 内 閣法 (昭和二十二年法律第五号) にいう主任 の大臣を通じて内閣

総 理大臣」 と、 第六十一 条の 五. 第 一項中 「とき、 又は第三 項 の協 議 が 調 つたときに」とあるのは 「とき

に 「又は当 該 協 議 に 係 る とあ る \mathcal{O} は てに 係 る と、 同 条 第二 項 中 内 閣 総 理 大 臣 とあ る 0) は

任 命権 者 \mathcal{O} 属す うる機関 に 係 る事 項に 0 7 7 \mathcal{O} 内 閣法にいう主任の大臣 を通じて内閣総理大臣」とする。

第七款 幹部候補育成課程

(運用の基準)

第六十 条 0) 十 二 内 閣 総 理大 臣 各省 大臣 自 衛隊法第三十一 条 第 項 0) 規 定に ょ り 同 法 第二 一条第 五. 項

12 規 定す ,る隊! 員 0 任 免に ついて 権 限を 有する防衛大臣を含む。)、 会計検査 院長、 人事 院 総 裁そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

機 関 \mathcal{O} 長であつて政令で定めるもの (以下この 条及び次条において 「各大臣等」という。) は、 幹 部 職

員 \mathcal{O} 候 補 とな り得る管 理 職 員 (同 法第三十条 の二第 項 第 七 号に規定す る管理隊 員 を含む。 次項 に お 1

7 同 としてその 職 責 を担うにふさわ L 1 能 力 及び 経 験 を 有す る職 員 (同 法 第二条第 五 項 12 規 定 す

る隊 員 (自衛官を除 <_ ° を含む。 次項に お いて同じ。 を育成するため \mathcal{O} 課程 (以 下 幹部 候 補 育成

課程」 という。 を設け、 内閣 総 ル理大臣 \mathcal{O} 定める基準に従い、 運 用するものとする。

前項の基準にお いては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

各大臣等が、 その職員であつて、 採用後、 定期間 勤 務 した経験を有するも の の 中 か 5 本人の希

望及び 人事 評 価 自 衛 隊法第三十一条第二 項 E 規 流定す る人事 評 価 を含い む。 次号に お 7 7 同 に 基

づい て、 幹部 候 補 育 成 深課程に おける育成の 対象となるべき者を随 時選定すること。

基づい て、 引き続き課程対象者とするかどうかを定期的 に判定すること。

各大臣等が、

前号の規定により選定した者

(以 下

「課程対象者」という。

について、

人事評

価に

 \mathcal{O} 育成を目的とした研修 (政府全体を通ずるものを除く。 を実施すること。 \equiv

各 大

臣

上等が、 、

課

程

対

象者に

対

Ļ

管

理

職

員

に

求

 $\dot{\aleph}$ 6

れ

る政

策

 \bigcirc

企

画 $\frac{1}{2}$

案及び

業務

の管

理

に係

る能力

兀 各大臣等が、 課程 対象者に対し、 管理 職 員に求められ る政策 0 企画立案及び業務の管 理に係る能力

 \mathcal{O} 育 成 を目的 とした研 修 しであ つつて、 政府全体 を通ずるものとして内 閣 総理 大臣 が 企画立 案 į 実 施 す

る ŧ を受講させること。

五. 各大 臣等が、 課程 対象者に対し、 玉 の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることに

ょ り、 多様 な勤 務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たつては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

1 民 間 企業その 他 の法人に おける勤務の機会を付与すること。

口 玉 · 際 機 関、 在外 公館その 他 \mathcal{O} 外国に · 所在 · する機関に おける勤 務又は海外 ^ の留学の機会を付与す

ること。

七 前各号に掲げるもののほか、 幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために

必要な事項

(運用の管理)

第六十一条の十三 各大臣等(会計検査院長及び人事院総裁を除く。 次項において同じ。)は、 政令で定

 \Diamond るところにより、 定期的に、 及び内閣 総理大臣 の求めがある場合には随時、 幹部候補育成課程 0 運 用

の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内 閣 総 理大臣 は、 前 条 第 一項 \mathcal{O} 基準 に照らして必要があると認める場合には、 各大臣等に対し、 幹 部

候補育成 課程 \mathcal{O} 運 用 の改善その他 の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整

第六十一条の 十四四 第六十一条の八の規定は、 任命権者を異にする官職 の課程対象者の任用につい て準

用する る。

第七 十 一 条第二項 中 「人事 院規 削 \mathcal{O} 下 に 職 員 \mathcal{O} 研 修 に . 関 す る事 項 E つ ١ ر · ~ は、 人事 · 院 \mathcal{O} 意見 を 聴

1 て定める政令) を加え、 「これを」 を削 り、 同 条第三項 中 (第七十三条第一 項 第 号 0 事 項に つ 1

ては、 人事 院 を削 り、 「これ 、が」を 「その」 に改 らめる。

第七 十三条第 項中 \neg 第一 号 O事 項 E つい 7 は 人事 院) を削 り、 関 係庁 \mathcal{O} 長」 の 下 に (第一

号 の 事 項 ĺ 0 1 て は 人 事 院 内 閣 総 理 大 臣 及 び 関 係 庁 \mathcal{O} 長) を加 え、 左 \bigcirc を 「次に 撂 げ る に、

れ が を この」 に改 め、 同条第二項中 (同 項第 一号の事項に . つ い ては、 人事 院) を削 り、

視し の 下 に 研研 修に関する事 項 \bigcirc 監視を除く。 を加え、 「当る」 を 「当たる」 に改め、 第三章 第五

節 中 同 条 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} · 二条 を 加える。

研 修 に 関 ずす Ź 報 告 要求 等)

第七十三条 の 二 人事 院 は、 内 閣 総理大臣 又は関係庁の長に対し、 人事 院規則の定めるところにより、 前

条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 計画 に基づく研 修 \mathcal{O} 実施状況 況につ V て報告を求めることができる。

人事 院 は、 内 閣 総理大臣又は関係庁の長が法令に違反して前条第 項の計画に基づく研修を行つた場

合に は、 その 是 正 のため 必 要な指 示を行うことができる。

能 率 \mathcal{O} 増 進 を 义 るため \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 申 出

第七十三条の三 内 閣 総 理 大 臣 は 職員 \mathcal{O} 能 率 \mathcal{O} 増進を図るため必要が あると認めるときは 国家 公務員

宿 法 (昭和二十四 年 法律第百十七号) 又は国家公務員等の旅 費に関する法律 (昭 和二十五年法律 第 百

+ <u>一</u> 号) 0 執 行 に っつい て、 関 係 庁 \mathcal{O} 長 12 意見を述べることができる。

第七

+

八

条第

号 中

「 場

合

 \mathcal{O}

下

に

幹

部

職

員

に

あ

0

て

は、

現

(C

就

1

7

7)

る官

1職に係る

る適

格

性

審

査

に

合格しなか つた場合を含む。 を加え、 同 条 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 条を加える。

幹 部 職 員 の降任に関する特 例

第七 + · 八 条 の 二 任 命 権 者 は 幹 部 職 員 **幹** 部 職 0 う 5 職 制 上 \mathcal{O} 段 階 が 最 下 位 \mathcal{O} 段 階 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} を占め る 幹 部

職 員 を除く。 以下この 条 に お 1 て 同 Ü に 0 ۲, 7 次 \mathcal{O} 各号に 掲げ る場 合 \mathcal{O} 7 ず れ に ţ 該 当するときは

人 事 院 規 則 の定めるところに その 意に反して降任 より、 直 当 該 近下位 幹部 職 員 制上の が前 条各号に掲げる場合の 段階 , \ ず 降任 れに も該当 限る。 な を行 7 場

 \mathcal{O}

職

にこ

. 属す

る幹

部

職

 \sim

 \mathcal{O}

に

合に

お

()

・ても、

当該 幹部 職 員 が、 人事 評 価 又は勤 務の状況を示す事実に照らして、 他 この官職 (同 じ 職 制 上の段階に

属 する 他 \mathcal{O} 官 職 であ つて、 当 該 官職 に 対 す る任 命 権 が 当 該 幹 部 職 員 \mathcal{O} 任 命 権 者 12 属す る t \mathcal{O} を

第三号に お 7 て 他 0 官 職 という。 を占 8) る他 0) 幹 -部職 員 K 比 L て 勤 務実績が劣 つ て ١ ر る ŧ のと

して人事院規則で定める要件に該当する場合

当該 幹部 職 員 が 現 に 任命され てい る官職 E 幹 ·部 職 員となり得 る他 の特 定の者を任命すると仮定した

場合 に お 7 て、 当 該 他 \mathcal{O} 特 定 \mathcal{O} 者 が 人 事 評 価 又 は 勤 務 \mathcal{O} 状 況 を 示 す 事 実 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 客 観 的 な 事 実 及 び

当該 官 職 12 つい 7 0) 適性 に照らして、 当該幹 ·· 部 職 員 より 優れた業績を挙げることが十分見込まれ る場

合として人事院規則で定める要件に該当する場合

当 該 幹部 職 員 に つ *(* \ て、 欠員を生じ、 若 しくは生ずると見込ま れ る他 \mathcal{O} 官職 に 0 1 て 0 適 性 が 他 \mathcal{O}

候 補 者と比 較し て十分でない場合として人事 院 規 則 で 定め る要件 に 該当すること又 は 他 \mathcal{O} 官 職 \mathcal{O} 職 務

を行うと仮定した場合におい て当該幹部 職 員 が 当 該 他 \mathcal{O} 官職 に 現に就 1 7 7 る 他 \mathcal{O} 職 員 ょ ŋ 優 れ た業

績を挙げることが十分見込まれる場合として人事 院規則で定める要件に該当しないことにより、 転任

させるべき適当な官職がないと認められる場合その他の幹部職員 の任用を適切に行うため当該幹部職

員 を降任させる必要が ある場合として人事 院規則で定め る場合

第八 + 条 \mathcal{O} 兀 第 項 中 (昭 和 <u>一</u> 十 九 年 法律 第百六十五 号) _ を削り る。

第百八条の五の次に次の一条を加える。

(人事院規則の制定改廃に関する意見の申出)

第百 二八条の 五 *の* 登録 され た職 員 団 体 は、 人事 <u>院</u> 規 則 の定めるところにより、 職 員 \mathcal{O} 勤 務条件 に つい

人 事 院 規 則 \mathcal{O} 制 定 又 は 改 廃 に 関 L 意 見 が あるときは、 その 意 見を人事 <u>院</u> に 申 L 出 ることが できる。

人事 <u>院</u> は、 前 項 \mathcal{O} 規定に より意見の 申出を受けたときは、 速やかに、 その内容を公表するものとする。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す Ź 法 律 昭 和二十五 年法 律 第 九 + 五 号) 0 部 を次 0 ように 改正する。

第二 一条第 号 中 0 法 律 0) 下 に (第六条 の 二 一並 び に 第八条第 項、 第十三項及び第十四項を除く。

第七号において同じ。)」を加える。

第六条の二中 「人事 院規 別で」 を削 り、 同 条に次の三項を加える。

て

2 前 項に規定する号俸 は、 人事 <u>浇</u> (会計検査院 の職員の占める官職 の号俸にあつては、 会計検査院及び

人 事 院) 0) 意見を聴い て、 政令 で定め $\dot{\mathcal{S}}_{\circ}$

3 会 計 検 査 院 は、 会計 検 査 院 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 占 8 る官 職 \mathcal{O} 号俸 12 · 関 関する前 項 \mathcal{O} 政 令の 制 定 又 は 改 廃 に 関 L 意 見

が あ るときは 内 閣 に 申 L 出ることができる。

人事 院は、 人 事 院 \mathcal{O} 職 員 の占 8 る官職 0) 号俸に関する第二項の政令の制定又は改廃に関

意見が

ある

ときは 内 閣 に 申 L 出ることができる。

4

第 八 条 第 項 中 人 事 院 を 内内 閣 総 理 大 臣 に 改 め、 予 **弹** \mathcal{O} 範 囲 内 で \mathcal{O} 下 に 及 び 人 事 院 **会**

計 検 査 院 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 定数 \mathcal{O} 設定及び改定に あ つて は、 会計検査院及び 人事 院 0 意見を聴 **\ て

を 加加 え、 同 条に次 の 二 |項を加える。

13 会 計 検 杳 院 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 会 計 検 査 院 0) 職 員 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 0) 定 数 0) 設 定 及 び 改定 に 関 L 意

見 が あ るとき は 内 閣 総 理 大 臣 12 申 L 出 ることが で き る。

14 人 事 院 は 第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 人事 院 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 の定数 の設定及び改定に関 し意見が たある

ときは、 内 閣 総 理 大 臣 に 申 L 出ることができる。

第八条の二中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。

第十 条の二第二項及び第十条の三第一 項中 管 理 職 員 を 「管理監督職員」 に改める。

第十 九条 の三第 項 中 管 理 職 員 だしく は を 管 理監 督 職 員若し Š は に、 管 理 職 員等」 を 管 理

監 督 職 員等」 に改 め、 同 条第 二項中 管 理 職 員等」 を 管 理 監督 職 員等」 に改める。

(内閣法の一部改正)

第十

九条の

九第二項中

「管理職員等」

を

「管理監督職員等」

に改める。

第三条 内 閣 法 (昭 和二十二年法律 第五号) の <u>ー</u> 部を次のように改 正 する。

第十二条第二項に次の八号を加える。

七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

八 玉 家 公務 員法 (昭 和二十二年法律 第百二十号) 第十八 条の二 (独立行 政 法 人 通 則法 平 ·成十 一年法

律 第百三 号) 第 五. 十四四 条の二 第 項 に おいて準 用する場合を含む。) に規定す る事 務 に 関す る 事 務

九 国家公務員の退職手当制度に関する事務

十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

十 一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関す

る事務

第七号から前号までに掲 げるも の の ほ か、 国家公務員 0 人事 行政に関する事 務 他 の行政機関の

所掌に属するものを除く。)

行政機関 の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

十四四 各行政機 関 の機 構 \mathcal{O} 新設、 改正及び 廃 止並 び こに定員 \mathcal{O} 設置、 増 減 及び廃止に関する審査を行う事

務

第十 四条第三項中 「事務」 の 下 に 「(内閣人事局 の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十五条第二項中 「内閣官房の」 を「第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる」に改め、 同条第

四項中「(昭和二十二年法律第百二十号)」を削る。

第十 六条第二項中 「 及 び 内 閣情 報官」を「、 内閣情報官及び内閣 人事 高 に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

- 2 内 閣 人事局は、 第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
- 4 内 閣 人 事 局 長 は 内 閣 官房長官を助 け、 内 閣 人事 #局の事: 務を掌理するものとし、 内閣 総 理大臣が内閣

官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

第二十三条に次の五項を加え、同条を第二十四条とする。

2

内

閣

総

地理大臣!

は、

内

閣

官房に係る主任

の行

政事:

務につい

て、

法律又は政令の制定、

改正又は廃止を必

要と認めるときは、 案をそなえて、 閣 議 を求い 8) なけ れ ば ならな

3 内閣 総 理大臣は、 内閣官房に係る主任の行政事務について、 法律若しくは政令を施行するため、 又は

法 . 律若しくは政令の 特 別 の委任に基づいて、 内閣官房の命令として内閣 官房令を発することができる。

4 内 閣 官房令には、 法 律 \mathcal{O} 委 任 が なけ れ ば、 罰則を設け、 又は義務を課 若しくは国民 の権 利 を 制 限

する規定を設けることができない。

5 内 閣 総 理大臣は、 内閣官房の所掌事務について、 公示を必要とする場合においては、 告示を発するこ

とができる。

内閣 総理大臣は、 内閣官房の所掌事務について、 命令又は示達をするため、 所管の諸機関及び職員に

対し、訓令又は通達を発することができる。

6

第二十二条中 「内閣官房」 を「この法律に定めるもののほ か、 内閣官房」 に改め、 同条を第二十三条と

する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 内閣官房に、国家戦略スタッフを置く。

2 国家戦略スタッフの定数は、政令で定める。

3 国家戦 略 スタッフは、 内閣 総 理大臣の命を受け、 国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他

 \mathcal{O} 内 閣 0 重 要政策のうち特定の ものに係る企画及び立案について、 内閣総理大臣を補佐する。

4 国家戦略スタッフは、非常勤とすることができる。

5 第 + 五 一条第一 三項 父び 第四 項 \mathcal{O} 規定は国家戦 略 スタッフについて、 同条第五項の規定は常勤 0 国家戦略

スタッフについて準用する。

本則に次の一条を加える。

第二十五条 内閣総理大臣は、 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、 内閣官房の所掌事 務のうち、

第十二条第二項第十三号及び第十四号に掲げる事 務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事

務を分掌させることができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第四 _ 条 内閣 府設置法 (平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の四の次に次の一号を加える。

五. + 兀 \mathcal{O} 五. 玉 家公 務 員 退 職 手 当 法 (昭 和二十八 年 -法律: 第百八十二号) 第十八条第二項 12 規定する る事

第七条第二 項 中 「若しくは」を「又は」 に改め、 同条第六項中 「示達」を 「示達を」 に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(政務スタッフ)

第十四条の二 内閣府に、政務スタッフを置く。

2 政務スタッフの定数は、政令で定める。

3 政務 ス タッフ は、 内 閣官房長官又は特命 担当大臣 の命を受け、 特定の政策の企 画及び立案並びに政務

務

(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)に関し、 内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

4 政務スタッフの任免は、 内閣 総理大臣 の申出により、 内閣がこれを行う。

5 内 閣 総 理大臣 は 前 項 \mathcal{O} 申 出をしようとするときは、 あらかじめ、 関係する内閣官房長官又は特命担

当大臣の意見を聴くものとする。

6 政務スタッフは、非常勤とすることができる。

7 国家公務員法第九十六条第一 項、 第九十八条第一 項、 第九十九条並びに第百条第一 項及び第二項の

定は、政務スタッフの服務について準用する。

8 常 勤 \mathcal{O} 政務スタッフは、 在任中、 内閣 総理大臣 の許可がある場合を除き、 報酬を得て他の職務に従事

又は営利事業を営み、 その他金銭上 0) 利益を目的とする業務を行ってはならない。

第三十七条第二項の表に次のように加える。

退職手当審査会

国家公務員退職手当法

(国家行政組織法の一部改正)

規

第五 条 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは」を「又は」に改める。

第十四条第二項中「示達」を「示達を」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(政務スタッフ)

第十七条の二 各省に政務スタッフを置く。

2 政務スタッフの定数は、政令でこれを定める。

3 政務スタッフは、 その省の長である大臣 の命を受け、 特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、

その省の長である大臣を補佐する。

4 政 務 ス タッ フ 0) 任 免 は、 その 省 0) 長 である大臣 0) 申出 に により、 内閣 がこれを行う。

5 政務スタッフは、非常勤とすることができる。

6 玉 「家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第九十六条第一項、 第九十八条第一項、 第九十九条並

び に第百条第一項及び第二 項の規定は、 政務 スタッフの 服務につい て 準用する。

7 常勤 \mathcal{O} 政 一務スタッフは、 在任中、 その省の長である大臣の許可がある場合を除き、 報酬を得て他 (T) 職

務に従事 Ĺ 又は 営利 事業を営み、 その 他金 銭上 0) 利益を目的とする業務を行つてはならない。

(総務省設置法の一部改正)

第六条 総務 省設置 法 平 成十一年法律第九十一 号) の 一 部を次のように改正する。

「第一款 設置 (第八条)

を

第一

款

設置

(第八条)

に改める。

目次中

第一款の二 退職手当・恩給審査会 (第八条の二) 」

第四条第一号から第十一号までを次のように改める。

一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

恩給を受ける権利 0 裁定並 びに恩給 の支給及び 負担 に関すること。

三から九まで 削除

+ 行 政 制 度 般 に 関する基 本 的 事 項 \mathcal{O} 企画品 |及び立 案に関すること。

+ 行 政 機 関 \mathcal{O} 運 営に 関する企 画及び立 案並 び に 調整 に関すること。

第四条第十三号中 「独 立 一行 政法: 人通則 法 の 下 に 「(平成十一年法律第百三号)」 を加える。

第六条第 項 中 「第四条第十号」を 「第四条第十一号」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

本省に、地方財政審議会を置く。

第三章第二節第一款の二を削る。

第二十五条第一 項 中 「 掲 げ る事 務」 の下に 並 び に内閣法第二十五 条の規定により管区行 ·政評! 価局 及び

沖 :縄 行 政 評 価 事 務 所に 属 はさせら れ た事 務」 を加え、 同 条 第二 項 中 「第四 |条第九 号」 を 「 第 兀 条第· + 号 に

改 め、 同 条 中 第 五. 項を第六項とし、 第四 項 〈を第一 五. 項とし、 第三項 を第四 項とし、 第二 項 0) 次 に 次 \mathcal{O} 項 を

加える。

3 管 区 行 政 評 価 局 及び沖 :縄行: " 政評価 事 務所は、 第 項に 規定する内閣法第二十五 条の 規定により管区行

政 評 価 局 及 び 沖 縄 行 政 評 価 事 務 所 に属 させ 5 ħ た事 務 に 0 () 7 は、 内閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 指揮 監 督を受け るも

のとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第七 · 条 特 莂 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に関する法律 昭 和二十 匹 年法律第二百五十二号) の 一 部を次のように改正 す

る。

第一条第九号を次のように改める。

九 削除

第一条第四十三号の次に次の二号を加える。

四十三の二 常勤の国家戦略スタッフ

四十三の三 常勤の政務スタッフ

第 条第四十五号中 内 閣 総理大臣 補 佐官」 を 「国家戦 略スタッフ」 に改め、 同号の 次に次の一 号を加

える。

四十五の二 非常勤の政務スタッフ

第三条第 項中 「大使、 公使」の下に 常勤 0 国 家戦 略スタッフ、 常勤 0 政 務 スタッフ」 を、 別 表

第二に」の下に 常勤 0) 玉 家 戦 略 スタ ツフ 及び常勤 \mathcal{O} 政 務スタッフに つい 7 は別 表第三に」 を加 え、

別 表第三」 を 「別表第四」 に改め、 同条第二項中 「第一条第九号又は第十七号」を 「第一条第十七号」 に

改め、 第一号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号を第二号とし、 同条第四 項中 「総務大臣」 を 「内閣 総

理 大臣」 に 改め、 同 項第一号中 「 第 条第九号又は第十七号」 を 「 第 条第十七号」に改め、 俸 :給月額

の 下 に 「又は 別 表第三若しく は 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によ り常 勤 \mathcal{O} 玉 家 戦 略 ス タ ヘツフェ 若しくは 常常 勤 \mathcal{O} 政 務 ス タッ フ

 \mathcal{O} 受け る俸 給 月 額 を 加 え、 同 項 第 二号 中 「前 項」 を 「第三 項 に 改 \Diamond 同 項 第三号 中 別 表第 を

別 表第 匹 に 改 め、 同 項 を 同 条第 五 項とし、 同 · 条第三 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項を加 える。

4

常

勤

 \mathcal{O}

玉

家戦

略

ス

タ

ツ

フ

又

は

常勤

 \mathcal{O}

政務ス

タ

ツフ

0

俸

給月

額

は、

特

別

0)

事

情により

別表第三に掲げる

俸 給 月 額 に ょ n 難 1 ときは、 第 項 \mathcal{O} 規 定に か か わ いらず、 六十 万 五. 百 円 を超え七 十二万 八千 円 に 満 た な

い範囲内の額又は百二十三万五千円とすることができる。

第 九 条 \mathcal{O} 見 出 し中 内 閣 総理大 臣 補佐官等」 を 国 『家戦 略スタッフ等」 に改 め、 同条中 「内閣 総理· 大臣

補 佐 官 等 を 「国家 戦 略 ス タ ツフ 等 に、 「総務・ |大臣| を 内 閣 総 理大臣」 に 改める。

第十 条中 総 務 大 臣 を 内内 閣 総 理 大 臣 に 改 8) る。

第 $\dot{+}$ 兀 条 第 項 中 に を 「い ずれ か に に 改 め、 同 項第二号中 内内 閣 総理大臣補佐官等」 を 国 家

戦略スタッフ等」に改める。

附 則第三 |項中 別 表第三」 を 別 表第四」 に、 同 条第四 項第三号」 を 同 |条第| 五. 項第三号」 に改める。

附則第四項中「内閣総理大臣補佐官」を「国家戦略スタッフ」に、 「又は大臣政務官」を「、 大臣政務

官又は常勤の政務スタッフ」に改める。

別表第一中「常勤の内閣総理大臣補佐官」を削る。

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 (第三条関係)

官職名	俸 給 月 額
	三号俸 一、二一一、〇〇〇円
常勤の国家戦略スタッフ	二号俸 九四一、〇〇〇円
	一号俸七二八、〇〇〇円
	三号俸 一、二一一、〇〇〇円
常勤の政務スタッフ	二号俸 九四一、〇〇〇円
	一号俸七二八、〇〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第八条 検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

国 家 公務 員 \mathcal{O} 寒 冷 地 手当に 関す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第九条 国家 \mathcal{O} 寒冷 地 手当に関する法律 (昭 和二十四年法律第二百号) の 一 部を次のように改正する。

第 条第二号、 第二条第一項、 第三項及び第四項、 第三条 (見出しを含む。) 並 びに第五条中 「総務大

臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十条 国家公務員退 職手当法 (昭 和二十八年法律第百八十二号)の一 部を次のように改正する。

目 次中 「第十八条」 を「第十九条」に、 「第十九条・第二十条」を 「第二十条・第二十一条」 に改める。

第十 条第 項 及び 第三項 中 「総務省令」 を 内 閣 官房令」 に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条の見出しを (退職手当審査会等への諮 問) 」に改め、 同条中 「退職手当・恩給審査会」を「

退職手当審査会」に改め、第四章中同条を第十九条とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(退職手当審査会)

第十八条 内閣府に、退職手当審査会を置く。

2 退 職 手当 審査会は、 ک \mathcal{O} 法律 \mathcal{O} 規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるものの ほ か、 退 職 手当審査 会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し

必要な事項については、政令で定める。

附則第二十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第十一 条 国家公務員 の自己啓発等休業に関する法律 (平成十九年法律第四十五号) *(*) 部を次のように改

正する。

第八条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(外務公務員法の一部改正)

第十二条 外務公務員法 (昭 和二十七年法律第四十一号) の — 部を次のように改正する。

第八条の見出し中「任免」を「任免等」に改め、 同条第四項を同条第六項とし、 同条第三項を同条第五

項とし、 同条第二項を同条第四項とし、 同条第一 項の次に次の二項を加える。

2 外務大臣 は、 大使及び公使に在外公館 の長を命ずる場合又は在外公館 の長たる大使及び公使に在外

公館 の長であることを免ずる場合には、 政令で定めるところにより、 あら かじ め 内 閣 総 理 大臣 及び 内閣

官房! 長官に協 議 した上で、 当該 協 議 に基 づい て行うものとする。

3 内 閣 総 理大臣 又は 内 閣 官房! 長 食は、 大 (使及び 公使に つい · て 適 切 な人事管理を確 保するため に必

ると認めるときは、 外務大臣に対し、 大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館 0 長た

る大使及び公使に在外公館の長であることを免ずることについて協議を求めることができる。 この 場合

に お 7 て、 協 議 が 調 0 たときは、 外務 大臣 は、 当該協議に基づい て在外公館 の長を命じ、 又は在外公館

の長であることを免ずるものとする。

(自衛隊法の一部改正)

第十三条 自 衛 隊 法 昭昭 和二十九年法 律第百六十五号) *Ø*) 部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に改める。

要が

あ

第二条第一項中 「防衛大臣政務官」の下に「、 防衛省の政務スタッフ」 を加え、 同条第五項中 防 衛大

臣政務官」の下に「、政務スタッフ」を加える。

第五章第一節中第三十一条の前に次の一条を加える。

(定義)

第三十条の二 この章において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

採用 隊 員以 外の者を隊員に任命すること (臨時的 な任用を除く。) をいう。

昇任 自 衛 管に あ つてはそ $\overline{\mathcal{O}}$ 者を現に任命されてい る階級 より 上位 の階 級に任命することをい

自 衛官以外の隊員 (非常勤 の隊員を除く。 以下この項、 第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一

項第二号において同じ。)にあつてはその者を現に任命されている官職より上位 の職 制上の段階に 属

する官職に任命することをいう。

三 降任 自 衛官にあ つてはその者を現に任命されてい る階級より下位 の階級に任命することを

自 衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位 の職制・ 上の段階に属する官職

に任命することをいう。

匹 転 任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、 前二号に

定めるものに該当しないものをいう。

五 標 進 職 務 遂 行 能 力 自 衛 官 以 外 \mathcal{O} 隊 員 に つ 7 て、 職 制 上の 段階 \mathcal{O} 標準 的 な官 職 \mathcal{O} 職 務 を遂 行 する上

で 発揮することが求め 5 ħ る能力とし て防 衛 大臣 が 内 閣 総 理 大臣 上と協 議 L て定 め るも \mathcal{O} をい . う。

六 幹部 隊員 防衛 省 0 事 務次官、 官房長、 局長若しくは次長の官職 又はこれら \mathcal{O} 官職 に . 準 ず る官職で

あ つて 政令で定める ŧ \mathcal{O} (以 下 「幹部 職 という。 を占める自 衛 官以 外 \mathcal{O} 隊 員 をいう。

七 管 理 隊 員 防 衛 省 \mathcal{O} 内 部 部 局 \mathcal{O} 課 長 \mathcal{O} 官 職 又はこれ に準 ず る官 職 で あ 0 て政 令で定 \Diamond るも \mathcal{O} (以下

「管理職」という。)を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前 項第五号の標準的 な官職 は、 係員、 係長、 部員、 課長 くその他 の官職とし、 職 制上の段階及び職務 \mathcal{O}

種類に応じ、防衛省令で定める。

第三十 -一 条 第 項 中 「受け た者」 の 下 に (幹部隊 員に あ つて は、 防 衛大臣) を加え、 同 条 第 二項 中

「基準」 の 下 に (国家公務員法第五 十四条に規定す ,る採用 昇任等基本 方 針 に準じ内 閣総 理 大臣と協

て定めるも のを含む。 _ を加え、 同 同項を同り 条第三項とし、 同 条第 項の・ 次に 次 0 項を加える。

2 隊 員 \mathcal{O} 採用後 の任用、 給与その他 0) 人事 管理 は、 隊員 0 採用年 次、 合格 した試験 0 種 類及び)課程: 対

象

者 玉 家 公務 員 法 (昭 和 二十二年 -法律 第百二十号) 第六 + 条の + = 一第二 項第二号に規定 でする課 程 対 象

者 を 1 う。 以 下この 項 及 び第三十一 条 \bigcirc + 第 項 E お 1 7 同 ľ で あ る か 否 か 又 は 課 程 対 象 者 で あ 0

た カ 否か にとら わ ħ て は ならず、 この 法 律 に 特 段 \mathcal{O} 定 \emptyset が あ る場合を除 < ほ カゝ 人 事 評 価 (隊 員 が その

職 務 を遂行するに当たり発揮 L た能力及び挙げ た業績を把握した上で行わ れる勤務成績 の評価 を いう。

以下 同 ľ に基づ , \ て 適 切 に 行 わ れ な け れ ば なら な \ <u>`</u>

第三十一条の次に次の九条を加える。

(人事評価)

第三十 一条 の 二 隊員 \mathcal{O} 人事 評 価 は、 公正 元に行い わ れ なければならない。

2 隊 員 \mathcal{O} 執 務 に 0 1 て は 防 衛 大 臣 又 は そ \mathcal{O} 委 任 を受け た者は、 定 期 的 に 人 事 評 価 を行 わ な け れ ば な 5

ない。

3 前 二項に定め るもののほ か、 人事 評価 の基準及び方法に関する事項その他 人事評価に関 必要な事 項

は、防衛大臣が定める。

(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)

第三十一条の三 選考による隊員 (自衛官を除く。 以下この 条から第三十一 条の五まで、 第三十一条の七

第三十 条 \bigcirc 九 第三十一条 \mathcal{O} + 第四 十二条の二、 第四 + 匹 条 の二、 第 兀 + 兀 条 の三及び 第 几 + 兀

条の 五 に お いて 同 ľ, \mathcal{O} 採用で あつて、 幹部 職へ \mathcal{O} 任 命に該当するも 0 は 防 衛 大臣 が 幹 部 候 補 者

名簿 (国 家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。 以下この条及び 第三十

条の 七 に お いて 同 じ。 に記載されて V) る者であつて、 当該任金 命しようとする幹 部 職 に 0 1 て \mathcal{O} 適 性 を

有 す ると 認 8 5 れ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 中 か 5 行う ŧ \mathcal{O}

2 隊 員 \mathcal{O} 昇任 及び 転任 で あつて、 幹部 職 . の 任命に該当するもの は、 防衛大臣が、 幹部 候 補者名簿に記

載され てい る者であつて、 隊員 \mathcal{O} 人事 評 価に基づき、 当該任命しようとする幹部 職 につい ての 適 性 を有

すると認められるものの中から行うものとする。

3 防 衛 大 臣 は 幹 部 候 補 者 名簿 に 記 載され 7 7 る隊 員 0) 降任であ つつて、 幹部 職 ^ 0 任 命 に 該当する \mathcal{O}

を行う場合には、 当該 隊 員 \mathcal{O} 人事 評 価 に基づき、 当 |該任 命しようとする幹部職 に つ ١ ر ての適性を有 する

と認められる幹部職に任命するものとする。

4 玉 際 機 関又は民間 企業に派遣されていたことその 他 の事情により人事評価が行 われ 7 7 な 1 隊員 のう

ち、 幹 部 候 補 者名簿に 記 載され てい . る隊員 の昇任、 転 任 又は 降任 であつて、 幹部 職 ^ 0 任 命 に 該当する

t \mathcal{O} に 0 1 7 は、 防 衛大 臣 が 前 二項 \mathcal{O} 規 定 に か カ わ 5 ず、 人事 評 価 以 外 \mathcal{O} 能 力 \mathcal{O} 実証 に 基づ き、 当

該

任命 しようとする幹部 職 に つい て 0) 適 性 を判 断 して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第三十 一条 \mathcal{O} 几 防 衛 大臣 は、 隊 員 \mathcal{O} 選考による採用、 昇任、 転 任 及び降任 であつて幹部 職 \sim 0) 任 命 に 該

当す るも \mathcal{O} 幹 · 部 隊 員 \mathcal{O} 幹 部 職 以 外 \mathcal{O} 官 職 ^ \mathcal{O} 昇 任 転 任 及 び 降 任 並 び に 幹 部 隊 員 \mathcal{O} 退 職 **(**政 令 で 定 8

るも \mathcal{O} に 限る。 次項に、 お į, て同じ。 及び免職を行う場合には 防衛省 令で定めるところにより、 あら

か U \Diamond 内 閣 総 理大臣 及 び 内 閣 官房長官に協 議 L た上で、 当 該 協 議に基づいて行うものとする。

2 内 閣 総 理 大 臣 又 は 内 閣 官房 長官 は、 幹 · 部 隊 員 に つ () て適 切 な 人 事 管 理 を 確 保す るために 必 要 が あると

認 め るとき は 防 衛 大臣 に 対 幹部 隊 員 0 昇 任、 転 任 降 任 退 職 又 は 免職 以 下こ \mathcal{O} 項 に お 1 7

昇任 · 等 _ という。 に 0 7 て協 議 を求 めることができる。 この場 **一合にお** į١ て、 協 議が 調 つたときは、 防

衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

(隊員の公募)

第三十 一条 (T) 五. 防 衛大臣 は、 隊員 の官 職 (幹部 職を除く。 以下この条にお いて同じ。) に 欠員を生じた

場 合 又は 欠員 を生ず ると相 当 程 度 見込 ま れ る場 合に は、 防 衛 E 省 令 で定め るところに ょ り、 当該 官 職 に 0

1

て

隊

員

0)

公募

(隊

員以

外の

者、

隊員

で

ある者又はこれ

5

0

双方を対象として、

官

職

 \mathcal{O}

職

務

 \mathcal{O}

具

体

的

な

内 容 並 びに当該 官職 に求 められる能力及び経験を公示して、 当該 官職 の候補者を募集することを

以下 この 条 カン ら第三十一 条の 七までに お **\ て 同 を行うことができる。

2 隊 員 以 外 \mathcal{O} 者 0 4 を 募 集 \mathcal{O} 対 象とする隊 員 \mathcal{O} 公募を行 0 た官 職 \sim \mathcal{O} 任 命 は 防 衛 大臣 が 当 該 公募に

応募 した者であつて、 任命しようとする官職 \mathcal{O} 属する職 制 上 の段階 \mathcal{O} 標 準 的 な官 職 に係る 標準 職 務遂 行行

能 力及び当該任命しようとする官職に つい 7 0 適 性を有すると認め 6 れ るも 0 0 中 から行うも \mathcal{O}

ただし、 当該 公募に応募 l た者 \mathcal{O} 中 12 当 該 標 進 職 務 遂 行 能 力及 び 当 該 適 性 を 有 す ると認 8 5 れ る 者 が V

な 1 ときは、 当 該 公募に 応募し た .者以 外 \mathcal{O} 者 で あつ て、 当 該 標 進 職 務 遂 行 能 力及 び 当 該 適 性を有る すると

認められるものの中から行うものとする。

3

隊 員で ある者 \mathcal{O} みを募: 集 \mathcal{O} 対象とする隊員の公募を行 つた官職 0) 任 命 は、 防衛大臣が、 当 該 公募に

募に応募した者 応募した者の中から第三十七条第一項から第三項までの規定に基づき行うものとする。 5 ħ る者 が 1 な V) \mathcal{O} 中に同 ときは 条第 当 該 公 項から第三項までに規定する標準 一募に 応 募した者以 外 \mathcal{O} 者 こであ つ て、 職 務遂 当 行 該 標準 能力及び 職 務 適性 遂 行 ただし、 能 を有すると認 力及 び 適 当該公 性 を 8

4 隊員以外の者及び隊員である者の双方を募集の対象とする隊員の公募を行つた官職への任 一命は、 防 衛

有する

ると認めら

れ

るも

0)

 \mathcal{O}

中

から行うものとする。

任 大 命 臣 が、 しようとす 当 該 公募に応募し る官 職 \mathcal{O} 属 た者であつて、 す る 職 制 上 \mathcal{O} 段 階 隊員以: \mathcal{O} 標 進 外 の者及び 的 な官 職 隊 に 員 係 で る 標準 ある者に対する共 職 務 遂 行 能 力 通 及 び \mathcal{O} 選考に、 当 該 任 ょ 命 L ょ

うとする官職に つい て \mathcal{O} 適性を有すると認めら れる者の中 から行うものとする。 ただし、 当該 公募に応

募し た者 募 の中に当該 標準 で あ 職 つて、 務遂行能力及び当該適 当該 準 遂行 性を有すると認められ 力及 び当該 を有すると認め る者が , , ないときは、 れ 当該 \mathcal{O} 0) 中 公 カゝ

に 5 応 行うも Ũ た者 のとする。 以外の 者 標 職 務 能 適性 5 るも

5 評 :価することができるようなものでなけ 前 項 (Z 規定する共通 の選考は、 隊員 の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に ればならない。

(幹部隊員の公募)

第三十一条の六 幹部隊 員 の公募は、 内 閣総理大臣が、 次項 \hat{O} 通知を受けたとき、 又は第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 協 議 が 調

たときに、 当 該 通 知 又 は 当 該 協 議 に 係 る幹 部 職 に 0 V > て、 政 令で定めるところに より行 うも \mathcal{O} とする。

2 防 衛 大 臣 は 幹 部 職 に 欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれ る場合に お ζ) て、 当 該

幹 部 職 E . つ 7 て 幹部 隊員 \mathcal{O} 公募を行うことが適当であると認めるときは、 内閣 総 理大臣に対し、 その 旨

を通知するものとする。

3 内 閣 総 理大 臣 は 前 項 E 定 \Diamond るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 幹 部 職 に 欠員 を生じ た 場 一个人 へは欠員 を生ずると 相 程 度

見込 まれる場合において、 当該 幹部職 に 0 1 て幹部隊員 の公募を行うことが適当であると認めるときは

防衛大臣と協議することができる。

(公募を行つた幹部職への任命)

第三十 一条の七 隊員以 外 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 4 を募 集 \mathcal{O} 対象とす る幹部 隊 員 \mathcal{O} 公募を行 0 た幹 部 職 ^ 0 任 命 は、 防 衛

大 臣 が、 当 該 公募に応募した者 0 中から第三十一条の三第 項 0 規定に基づき行うものとする。 ただし

当該 公募に応募した者 \mathcal{O} 中に幹部候補 者名簿 に記載されるべ き者がい ない とき、 又 は 同 項 E 規 定する

適 .性を有すると認められる者がいないときは、 当該公募に応募した者以外の者の中から同条の 規定に基

づき行うものとする。

2 隊 員 で あ る者 \mathcal{O} 4 を募 集 \mathcal{O} 対象とする幹部 隊 員 \mathcal{O} 公募を行 つた幹 部 職 ^ \mathcal{O} 任 命 は 防 衛 大臣 が 当 該

公募に応募した者 0 中 か ら第三十一条の三第二項 から第四 項 ま で 0 規定に基づき行うも のとする。 ただ

5 第 兀 項 までに規定す る適性を有すると認めら れ . る者 が ** \ ない ときは、 当 該 公募に応募 Ĺ た者以外 \mathcal{O} 者

Ļ

当該

公募に応募し

た者の中に幹部候補者名簿に

記載されるべき者がい

ないとき、

又は

同

条第二項

カゝ

の中から同条の規定に基づき行うものとする。

3 隊 員以 外の者及び隊員 である者の双方を募集 の対象とする幹部隊員の公募を行 つた幹部 職 の任 一命は

防 衛 大 臣 が、 幹部 候補 者名簿 に 記載されてい る者であつて、 当該 公募に応募した者であ り、 か つ、 隊

員 以 外 \mathcal{O} 者及び 隊員であ る者 に 対する共 通 \mathcal{O} 選考に より、 当 該 任 命 しようとする幹部 職 12 0 1 7 \mathcal{O} 適 性

を有すると認 8 5 れ る者 0) 中 カゝ ら行うも のとする。 ただし、 当該 公募に応募し た者 \mathcal{O} 中 に · 幹 部 候 補 者名

簿 に 記 載されるべき者が 7 ない とき、 又は当該適性を有すると認め 5 れ る者がい な いときは、 当該 公募

に応募し た者以外 の者 の中 から第三十一 条の三の 規定に基づき行うものとする。

4 前 項に規定する共通 0 選考は、 幹部 隊員の公募に応募した者の専門性 並 びに多様な経験及び実績 を適

切 に 評 価することができるようなもので なけ ればならない。

管 理 職 \mathcal{O} 任 用 に 関 す る運 用 \mathcal{O} 管 理

第三十 一条 \mathcal{O} 八 防 衛 大臣 は 政令 で定めるところに より、 定期 的 に、 及び 内 閣 総 理 大臣 0 求 8 が ある場

合には随 時、 管 理 職 \mathcal{O} 任 用 \mathcal{O} 状況を内 閣 総理大臣 .に報告するものとする。

内 閣 総 理 大臣 は 第三十一条第三項 \mathcal{O} 規定に より 採 用 昇 任等基 本 方針 に 準 じて 防 衛大 臣 が 内 閣 総 理

2

臣 上と協 議 7 定 8 る基 準 \mathcal{O} うち、 管 理 職 \mathcal{O} 任 用 12 関 す る 基 準 に 照 5 L 7 必 要が あ ると 認 \Diamond る 場 合 に は

防 衛大 八臣に対. 管 理 職 \mathcal{O} 任 用 に関する運 用の 改善そ 0 他 0 必要な措置をとることを求めることが

できる。

幹 部 職 及 び 管 理 職 \mathcal{O} 職 務 明 細 書

第三十 条 \mathcal{O} 九 防 衛 大 臣 は、 防 衛 省令 で 定めるところに より、 幹 ·部 職 及び 管 理 職 に 属す る 官 職 に 0 7 7

職 務 明 細 書 (採 用 昇任、 転 任 及 父び降任 \mathcal{O} 基 礎 並 び に隊 員 \mathcal{O} 人事 評 価 \mathcal{O} 基礎となるべき資料とし 職

務 \mathcal{O} 具体的 な内 容並 びに当 該官 職 に求 \emptyset 6 れる能 一力及び 経 験が 記 載された文書をい う。 次項 E お 7 7 同

大

じ。)を作成しなければならない。

2 前 項 \mathcal{O} 場合に お いて、 防 衛大臣は、 あらかじめ、 職務明細書の記載の内容につき、 内閣総理大臣 に協協

議しなければならない。

(人事に関する情報の管理)

第三十一条 の 十 防衛大臣 は、 政令で定めるところにより、 幹部隊員、 管理隊員、 課程対象者その他これ

5 に 準ず ,る隊 員として政令で定め るも 0 (以下この条に お 7 7 管 理対象者」 という。 0 人 事 記 録 \mathcal{O}

写しを、内閣総理大臣に送付しなければならない。

2 内 閣 総 理 大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規定 に より送付された人事記録の写 L に関して必要が あると認めるときは、

防 衛 大臣に対 Ļ 管理 対 象者 \mathcal{O} 人事 に関する情報 0 提供 を求めることができる。

3 内 閣 総 理大臣 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り送付され た 人事 記 録 \mathcal{O} 写 L に 記 載され 7 ** \ る事 項 及び 前 項 0 規

定に ょ り 提 供 され た情 報 に 基づ き、 政令で定めるところに より、 管理: 対象者の \mathcal{O} 人事 · に 関 す る情 報 を 管 理

するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

第三十五条第二項中 「前 項」 を 「 第 一 項 に改め、 同 「項を同条第三項とし、 同 条第 項の次に次の 項

を加える。

2 前 項 \mathcal{O} 試 験 は、 受験者が、 次 の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める能力及び適性 自 衛官に

あ つては、 能 力。 第三十七条に お 1 て 同 ľ を有するかどうかを判定することをもつてその 目 的

る。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

能 力 及 び 当 該 試 験 に 係 る官 職 12 0 **,** \ て \mathcal{O} 適 性

自

衛官

以

外

 \mathcal{O}

隊

員

当該試

験

に係

る

官職

 \mathcal{O}

属す

る職

制上

の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行

第三十七条を次のように改める。

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 隊 員 \mathcal{O} 昇 任 及 び転 任 (自衛: 管に あつては、 昇任) は、 隊員 \mathcal{O} 幹部 職 ^ \mathcal{O} 任 命 に 該当するもの

を除 き、 人事 評 価 12 基 づ き、 次 \mathcal{O} 各号に 掲げる区分に応じ、 当該各号に定め る能 力及び 適性を有すると

認められる者の中から行うものとする。

一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力

自 衛官以外 \mathcal{O} 隊員 任命しようとする官職 0 属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂

行 能力及び当該 任 命 しようとする官職 定っ **,** \ て 0) 適 性

2 隊 員 で降任り させ る場 合 (隊 員 \mathcal{O} 幹 部 職 \mathcal{O} 任 命 12 該当する るもの を除 は、 懲戒処 分による場合を

除き、 人 事 評 価に . 基づ. き、 当 該 隊 員 が、 前項 各号に 掲げる区分に応じ、 当該各号に定め る能力及び 適性

を有すると認めら ń る階級又は官職に 任 命するものとする。

3 玉 際 機 関 又は 民 間 企業 K 派遣されて 7 たことその 他 \mathcal{O} 事 情 に より、 人事 評価 が 行 わ れ て V) な 1 隊 員 \mathcal{O}

昇任、 降 任 又 は 転 任 自 衛 官に あ つて は 昇任 又 は 降 任 次 項 に お 1 て 同 ľ に 0 7 7 は、 隊 員 \mathcal{O} 幹

部 職 0 任命に該当するものを除き、 前二項の規定に か カン わ いらず、 人事 評 価 以外 \bigcirc 能力 \mathcal{O} 実証 に 基づ き

第 項各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める能力及び適 性 を判 断 して行うことが できる。

4 前 三項 に定 め る ŧ \mathcal{O} 0) ほ か、 隊 員 \mathcal{O} 昇任、 降任 又 は転 任 . (7) 方 法 及び手続 に 関 L 必 要な事項 は、 防 衛 省

令で定め る。

第四 十二条の前 \mathcal{O} 見出 しを削 り、 同 条に見出 しとして「(身分保障)」を付し、 同条中 「一に」を「い

ずれかに」 に改 め、 同 条第 号を次 のように改める。

人事 評価 又は勤務の状況を示す事実に照らして、 勤務実績がよくない場合 (幹部隊員にあつては、

現に就 いてい る官職に係る国家公務員法第六十一条の二第一項に規定する適格性審査 に合格 しなかつ

た場合を含む。)

第四十二条の次に次の一条を加える。

(幹部隊員の降任に関する特例)

第四十二条の二 防 衛大臣 は、 幹 ·部 隊員 幹 · 部 職 のうち職 制 上の段階が最下位の 段階 \mathcal{O} ŧ のを占める幹部

隊 員 を除く。 以下この 条に お 1 て 同 Ü に つ 7 7 次 \mathcal{O} 各号に 掲 げ る場 合 \mathcal{O} 1 ず れ にも 該 当するときは

政令の定めるところにより、 当 該 幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれに も該当し ない 場合にお

1 ても、 その意に反して降任 直 近下位 . (7) 職制 上 の段階に属する幹部職 ^ 0 降任 に限る。) を行うこと

ができる。

当該 幹部 隊 員 が、 人事 評 価 又は 勤 務 \mathcal{O} 状 況 を示す 事 実に 照らし 同 じ 職 制 上 0) 段階に に属す る他 (D)

官 職 を占める他の幹部隊員に比 して勤務実績が劣つているものとして政令で定める要件に該当する場

合

当該幹部隊員が現に任命されている官職に幹部隊員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した

場合に おいて、 当該 他 の特定 の者が、 人事 評価又は勤務 の状況を示す事実その 他 心の客観: 的 な事 実及び

当該 官 職 に つ V) 7 \mathcal{O} 適 性 に照ら して、 当 該 幹部 隊 員 より優れ た業績を挙げることが十分見込まれ る場

合として政令で定める要件に該当する場合

当該幹部隊員について、 欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の

官 職 に 0 V て \mathcal{O} 適性 が 他の候 補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件 に該当すること

又 は 同 ľ 職 制 上 \mathcal{O} 段階 に . 属 す る 他 \mathcal{O} 官 職 \mathcal{O} 職務を行うと仮定した場合に お いて当 |該幹 部 隊 員 が ~当該 他

 \mathcal{O} 官職 に 現に就 がいてい る他 の隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定

8 る要件に該当しないことにより、 転任させるべき適当な官職が ないと認められ る場合その 他 \mathcal{O} 幹部

隊 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 任用 を適切 に行うため当該幹部 隊員を降任させる必要が ある場合として政令で定め る場合

第四十三条に見出しとして「(休職)」を付する。

第四十四 条の二第一項中「(自衛官を除く。以下この条、 次条及び第四十四条の五において同じ。

を削る。

第四十四条の四第一 項第七号中「(昭和二十二年法律第百二十号)」を削 る。

第六十九条第一項中 「勤務実績又は能力の実証に基く」 を 「人事評価に基づく」 に改める。

附 則

(施行期日)

第 一条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施行日

という。 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める 日 から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

第一条中国家公務員法 位の目次 の改正規定(「第七 款 幹部候補育成課程 (第六十一条の十二―第六十

条の十四) _ に係る部分に限る。) 及び同法第三章第二節に二款を加える改正 規定 (同 節第七章 款に 係

る部 分に 限る。 並 び に 附 則第 十六条 中 裁 判 所 職 員 臨 時 措 置法 昭 和二十六年法 律 -第二 百 九 + 九号) 本

則第 号 O改 正 規 定 (「第六十 匹 条第二 項」 を 「第六十一条の十二第二項 第四号、 第五 号 及び 第七号、

第六十一条の十三、 第六十四条第二項」 に改める部分に限る。) 施行日から起算して三月を経過する

日

三 附則第三十三条の規定 この法律の公布 O日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律 (平成二十一年法 律第 号) の公布 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} V) ずれ か 遅 *(*)

日

(調整規定)

第二条 施行 日 が 消 費者庁 設置 法 \mathcal{O} 施 行に伴う関係 法 律 上の整備 に関う す うる法律 (平成二十一年 法 律第 号

 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 である場合には、 第四条のうち内 閣 府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中

七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。

(準備行為)

第三条 内 閣 は、 第一 条の規定による改正 後の国家公務員法 (以 下 「新国家公務員法」という。)

条第二項、 第三十五 条、 第三十六条第一項、 第四· 十二条第一項、 第四 十四 条第一項、 第 四 十六条第一項、

第五 + 条第 項、 第五 + 九 条第二項、 第六十 条 第 項 及び 第七 十一条第二項 \mathcal{O} 政 合を定めようとするとき

は 施 行 日 前 に お 7 て ŧ, 人 事 院 0 意 見 を聴くことができる。

2 内 閣 は 第二条 の規定に よる改正 後の 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与 に関する法律 (次項に おいて 新 般職 給与

法 という。 第六条の二第二項 \mathcal{O} 政令を定めようとするときは、 施 行日 前 に お 7 て ŧ 人 事 院 (会計検

査 院 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 占め る官職 0 号俸に関する同 項の 政令にあっては、 会計検査院及び人事院) の意見を聴くこ

とができる。

3 内 閣 総 理 大 臣 は、 新 般 職 給 与 法 第 八 条 第 項 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 定 数を設定 しようとするときは、 施 行 日 前

12 お 1 7 f, 人事 院 (会計 検査 院 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 定数に あ って は、 会計 検査院及び 人事 院 0) 意見を

聴くことができる。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第四 条 施 行 日 カン 5 附 則 第 条第二号に 定定 8 る 日 \mathcal{O} 前 日 ま で \mathcal{O} 間 は 新 玉 家 公務 員法 第二十七 条の二、 第六

+ 条 の二及び第六十一条の十 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適用 12 0 ١, 7 は、 新国 家公務員法第二十七条の二中 「 種 類 及 び 第

六 + 条の十二第二項第二号に規定する課程 対 象者で あ る カゝ 否 か 又 は 同 号に 規 定する課 程 対 象者 で あ 0 た

か 否 か لح あ る \mathcal{O} は 種 類 と、 新 玉 家 公 務 員法 第六 + 条 \mathcal{O} 第 項 中 含 む。 第六 + 条 \mathcal{O} + 匹 に お

1 7 同 じ لح あ る $\overline{\mathcal{O}}$ は 「含む」と、 同 項 第 号 中 \mathcal{O} 項 及び 第六十 条 $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 十二第 項」 لح あ る \mathcal{O} は -

 \mathcal{O} 項」 同 項 第二号中 「第六十 条の八及び第六十一 条 \mathcal{O} 十四 とあるの は 「第六十一条 0 八 と 新

玉 家公務員法第六十一 条 の十第一 項 中 第六十一条の 十二第二項第二号に規定する課程 対 象者その他」

とあるのは「その他」とする。

2 施 行 日 か ら起算して三月を経 過 する日 までの 間は、 新国 家公務員法第三十四 [条第 項第六号に規定する

幹 部 職 に 任 用 され る者に つ 1 て、 新 玉 家 公務 員法 第六 + 条 *(*) 第二 項 か 5 第 兀 項 ま で、 第六 +条の三

及 Ţ 第六十一 条 0 兀 \mathcal{O} 規 定 は 適 用 せ ず、 新 国 家 公務員 【法第 五 十七条及び 第五 十八 入 条 0 規定 \mathcal{O} 適 用 12 つ 1 7

は、 新国 家公務員法第五 + 七 条中 「採用 職 員 の幹部 職 0 任命に該当するものを除 とあ る 0 は

「採 用」と、 新 国 『家公務』 員 法 第五 一十八条 第 項 中 転 任 職 員 \mathcal{O} 幹 部 職 ^ 0 任 命 に該当するもの を除

とあ る 0) は 転 任 と 同 条 第二項 中 降 任 さ せ る場 合 職 員 \mathcal{O} 幹 部 職 \sim \mathcal{O} 任 命 に該当す Ź ŧ \mathcal{O} を除

とあるの は 「降任させる場合」と、 同 6条第三 一項中 転 任 職 員の 幹 部 職 \sim \mathcal{O} 任命に該当するも \mathcal{O}

を除く。)」とあるのは「転任」とする。

3 施 行 日 カン 5 起算 L て三月を経 過 する日 ま で 0 間 は 新 玉 家 公務員法第三十 匹 · 条 第 項第六号に 規 定 す る

幹 部 職 員 0 公募に 0 1 て \mathcal{O} 新 玉 家 公 一務員 法 第 六 + 条 の 二 0) 規 定 \mathcal{O} 適 用 に つ ١ ر 7 は、 同 条第 項 中 官 職

幹 ·. 部 職 を除く。 以下この条に お V) て 同 ľ とあるのは 「官職」 とし、 新国家公務員法第六十一条の

五及び第六十一条の六の規定は、適用しない。

施 行 日 カン ら起算して二年を経過 する日 までの 間 は、 新 国 家公務員法第六十 条の 九及び第六十 一条の +

4

第三項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に つい ては、 新 玉 家 公務員法 第六 + 条 \mathcal{O} 九 第 項 中 「幹 部 職 及 Ű 管 理 職 に 属 する官

職 کے あ る \mathcal{O} は 幹 部 職 及 び 管 理 職 に 属 す る官 職 であ つて政 令で定 め る ŧ *(*) と 新 玉 家 公 務 員 法 六 +

条 Ò + · 第 三 項 中 管 理 対 象者」 とあ る \mathcal{O} は 管 理 対 象 者 で あ つて 政 令で定め る者」 とする。

5

玉

家

公務

員法

等

 \mathcal{O}

部を改正する法律

平

成十.

九

年

-法律

第

百

八号)

附

則

第八

条第六

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規

定により

な

お

従 前 \mathcal{O} 例 に よる ŧ \mathcal{O} とさ れ た 玉 有 林 野 事 業 を 行 う 玉 \mathcal{O} 経営す る企 業 K 勤 務 す る 職 員 \mathcal{O} 給与 等 に 関 す る 特 例

法 (昭 和 + 九 年 法 律 第 百 兀 十 号) 第二 一条第 項 に 規 定す る 職 員 に 対 す る新 玉 家 公 務 員 法 第三 章 第 飾

 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 12 0 7 7 は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第 五. 条 施 行 日 か 5 附 則 第 条第二号に定 \Diamond る 日 \mathcal{O} 前 日 ま で \mathcal{O} 間 は 第十三条 O規 定 に よる 改 正 後 \mathcal{O} 自 衛 隊

法 以 下 新 自 衛 隊 法 とい . う。 第三十 条 第 二項 中 種 類 及 てバ 課 程 対 象 者 (国 家 公務 員 法 昭 和 +

二年 法 律 第 百二十号) 第六十一条の 十 二 第二項第 二号に規 定す る課 程 対 象 者 をいう。 以 下 $\sum_{}$ 0) 項 及 び 第三

+ 条 \mathcal{O} + · 第 項に お いて同じ。) である か 否 か 又は 課程 対 象者 で あ つ た か . 否か」 とあ る \mathcal{O} は 種 類 لح

同 条第三 一項中 「国家公務員法」 とあるのは 「国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 」 新自

衛 隊 法 第三十一条 \mathcal{O} 十第一 項 中 課程 対 象者その 他 とあるのは 「その他」 とする。

2 施 行 日 か 5 起 算 L て三年 を 経 過 す る 日 ま で \mathcal{O} 間 は 新 自 衛 隊 法 第三十一条第 二項 中 この 法 律 12 特 段 \mathcal{O}

定 8 が ある場合を除 < ほ か、 人事 評 価 (隊 員 が そ \mathcal{O} 職 務 を遂行するに当たり 発 揮 L た 能 力及 U 挙 げ た 業 績

を把握 した上で行わ れ る勤 3務成績 の評 価 を いう。 以下同じ。)」 とあるのは 「人事 評 価 (隊 員 が そ 0 職 務

を遂行 するに当たり 発揮 L た 能 力 、及び挙 げ た業績 を把 握 した上で行 わ れ る 勤 務 成績 \mathcal{O} 評 価 を \ \ う。 以 下 同

又 は そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 能 力 \mathcal{O} 並びに第六十 実 証 と 新 自 衛 隊 法 第三十 条 スの 二、 第三十 条 の 三 第二 項 及 び 第 項 第

人

 \mathcal{O}

力 三十七条第 \mathcal{O} 実 証 と 項 新 及び 国家公務員法第六十一 第二項 条の十二第二 九条第一 項 中 一項第一 「人事 号 中 評 価 「規定する人事 とあるの は 評 価 事 評 とあ 価 又 るの は そ は \mathcal{O} 他 「 規 定 能

する 人 事 評 価 同 法 第二条 第 五 項 E 規 定 す る隊 員 に あ つて は、 同 法第三十一 条第二項に 規定 す Ś 人 事 評 価

又 は そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 能 力 の 実 証 とす

3 施 行 日 か 5 起算して三月を経過する日までの 間 は、 新自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定 する幹

部 職 に任用される者につい て、 新 自 衛隊 法第三十一条の三及び第三十一 条 0 兀 \mathcal{O} 規 定 は適 用 せず、 新 自 衛

部 隊法第三十 \mathcal{O} 職 任 ^ 命 \mathcal{O} に 任 該当する 七条第 命 12 該 当 Ź する 項から第三項までの規定の Ł 0 を除き」 t \mathcal{O} を除 とあ ₹ • る _ \mathcal{O} とあ は 昇 適用につい る 任 \mathcal{O} は は 降 ては、 任させる ۲, 同 同 る場合」と、 条第二項中 条第 項 中 「降任させる場 同 「昇任) 条 第 は、 項 中 隊 合 てに 員 **(**隊 の幹部 0 員 7 7 \mathcal{O} は 幹 職

隊 員 \mathcal{O} 幹 部 職 ^ \mathcal{O} 任 命 に 該 当す るも のを除 き とあ る \mathcal{O} は てに つい ては」 とする。

4 施 行 日 カン 5 起算し て三月を経過する日までの 間 は、 新自: 衛 隊法 第三十条 の 二 第一 項第六号に規定する幹

部 隊 員 \mathcal{O} 公募に つ V) 7 \mathcal{O} 新 自 衛隊 法 公第三十 一条 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 に つい て は 同 条 第 項中 官官 職 **食幹** 部

職 を 除 く。 以 下 0) 条 に お 1 て 同 ľ とあ る \mathcal{O} は 官官 職 لح 新 自 衛 隊 法 第三十 条の 六 及 び 第

三十一条の七の規定は、適用しない。

5 施 行 日 か 5 起算して二年を経過 する日 ま での 間 は、 新自 衛隊法第三十一 条 \mathcal{O} 九第 項 中 幹部 職 及 U 管

理 職 12 属 す る官 職 とあ る \mathcal{O} は 幹 · 部 職 及 び 管 理 職 12 属 す る 官 職 で あ Ó て政令 で定 8 るも *(*) と 新 自 衛

隊 法第一 三十 条 O+ 第 項 中 管管 理 対 象 者」 لح あ る 0 は 管 理 対対 象者 で あ 0 て 政令で定める者」

(外務公務員法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施 行 日 カュ たら起算が して三月を経過す る日 IまでのI 間 は、 第十二条の 規定による改 正 後の 外 務 公務員法第

八条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 附 則 第 + 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る改 正 前 \mathcal{O} 恩給法 (大正 十二年法 律 第四 + -八号。 恩 給 法

 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 法 律 (昭 和 <u>二</u> 十 六 年 法 律 第 八 + 七 号) 附 則 そ \mathcal{O} 他 恩 給 に 関 す る法 令 を含 む。 以 下 旧 恩

給 法 とい う。 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 同 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 恩 給 法 第 十二 条 に 規 定す る 局 長 以 下 旧 恩 給

法 第 十二条に規定す る局 長 とい う。 に 対 してされ 7 1 る 異 議 申 立 て又 は 審 査 請 求 は、 附 則 第 + 条 \mathcal{O} 規

定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 恩 給 法 (恩 給 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る法 律 昭昭 和 二十 六 年 法 律 第 八十 七 号) 附 則 そ \mathcal{O} 他 恩 給

12 関 す る 法 令 を含 む \mathcal{O} 規 定 に ょ り 総 務 大 臣 に 対 L 7 さ れ た異 議 申 <u>V</u> て 又 は 審 査 請 求 4 な

3 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 12 旧 恩 給 法 並 び に 附 則 第三 十 条 \bigcirc 規 定 に よる改 正 前 \mathcal{O} 玉 会 議 員 互 助 年 金 法 を廃 止 す Ź

法 律 平 成 +八 年 法 律 第 号) 附 則 及 び 附 則 第 + 九 条 \mathcal{O} 規 定による 改 正 前 \mathcal{O} 同 法 附 則 第二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定

に

ょ

ŋ

な

お

そ

 \mathcal{O}

効

力

を

有

す

ることとされ

る

旧

玉

会

議

員

互.

助

年

金

法

昭

和

三十三

年

法

律

第

七

+

· 号)

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ V) 旧 恩 給 法 第 + 条 に 規 定 す る 局 長 が L た 恩 給 又 は 互 助 年 金 若 L < は 瓦 助 時 金 に 関 す る 処 分 及 U \mathcal{O}

法 律 \mathcal{O} 施 行 前 12 旧 恩 給 法 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 都 道 府 県 知 事 が L た 恩 給 に 関 す る処 分並 び に 0) 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に さ

れ た 思 : 給 又 は 互 助 年 金若し Š は 互. 助 時 金 \mathcal{O} 請 求 に 係 る不 作 - 為に つ V) 7 \mathcal{O} 不 服 申立 て につ ۲, て は、 前 項 \mathcal{O}

場合を除き、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第七 · 条 こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 改 正 前 のそれぞれ 0 法 律 (これに基づく命令を含む。 以 下 旧 法令」

0 規定に よって した処分、 手続その 他 \mathcal{O} 行為で、 あっ て、 改 正 後のそれぞれ \mathcal{O} 法律 \mathcal{O} 規定 に 相当 \mathcal{O} 規定が

あ るものは、 この 附則に別段の定めがあるものを除き、 改正後のそれぞれ の法律 (これに基づく命令を含

む。 以 下 「新法令」 という。 \mathcal{O} 相当の 規定によってしたものとみなす。

(命令の効力)

第八条 旧 法 一个の規定により発せられた内閣府令又は総務省令は、 法令に別段の定めがあるものの ほ か、 ک

 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 後は、 新法令 \mathcal{O} 相当規定に基づい て発せられた相当の内 閣法第二十四条第三項の 内 閣 官房 令

としての効力を有するものとする。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 0) 際 現 に 効力を有する 人事 院 規 則 \mathcal{O} 規定でこの法 律 の施 行 一後は政会 令 をも 0 て規定 すべ き

事 項を規定するものは、 施 行日から起算して三年を経過する日までの間 は、 政令としての効力を有するも

のとする。

(その他の経過措置)

第 九 条 附 則 第 兀 条 か ら前 条までに定め る ŧ <u>0</u> 0) ほ か、 こ の 法 律 の施 行 に関し 必要な経過措置 は、 人事 院規

則 人 事 院 \mathcal{O} 所 掌 す る事 項 以 外 \mathcal{O} 事 項 に つ 1 7 は、 政 **令**) で定 め る。

(恩給法の一部改正)

第十条 恩給法の一部を次のように改正する。

第十二条中 総総 務 省 ノ 内 部 部 局 1 シ テ 置 力 ル ル 局 = シテ恩給 = 関 ス ル 事 務 ヺ 所掌 ス ル 干 丿 ノ 局 長 を

総務大臣」に改める。

第十三条第 項 中 「ハ 前条ニ規定ス ル 局 長二 異議 申立ヲ為 スコト ヲ得」を 「 ノ 為 ス異議 申立 = 関 ス ル 行

政 不 服 審 査 法 昭昭 和三十 七 年法 律 第百六十 · 号) 第四 + 五. 条 ノ 期 間 ノヽ 処 分 ノア IJ タ ル コ 1 J 知 IJ タ ル 日 1 캦

日 日 IJ 起 算 シ テー 年 以 内 1 ス」 に 改 め、 同 条第三 項 中 「 第 項」 を 前 項 に 改 め、 同 条 第 項 を削 る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十 五. 条中 「前 条第 項 審 査 請 求 1 裁 決 を 「第十三条第 項ノ異議申立 ノ決定」 に、 「 退 職 手当

恩給審 查会 (以下審査会ト称ス)」 を「審議会等 (国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第八

条二 一規定ス ル 機関ヲ謂フ) ニシテ政令ヲ以テ定ム ル 七 Ī (以下審議会等ト称ス)」 に改める。

第十五 条 ノニ中 審 查請 求 を 「 異 議 申 <u>;</u> に、 裁決」 を 「決定」 に改 \Diamond る。

第四 十六条第三項、 第四 十六条ノ二第三項及び第四 十八条第三号中 「審査会」 を 「審議会等」 に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十一 条 地 方自 治法 (昭 和 二十二年法律第六十七号) *(*) 部を次のように改正する。

別 表 第 恩給: 法 \mathcal{O} 部を 改正する法律 昭昭 和二十六年法 律第八十七号) 0 項 中 「恩給法第十二条に規定

する局長以外の者たる」を削る。

(国会法の一部改正)

第十二条 玉 会法 昭昭 和二十二年法 律第七 十九号) の 一 部を次のように改正する。

第三十 九 条中 内 閣 総理 大臣補 佐官」 を 「国家戦 略スタッ フ に改 め、 「大臣政務官」 の 下 に 政務

スタッフ」を加える。

第四十二条第二項ただし書中 内 閣総理大臣補佐官」 を 「国家戦略 コスタ ´ッフ」 に、 「及び大臣政務官」

を「、大臣政務官及び政務スタッフ」に改める。

(議 院 における証 人の宣誓及び証 言等に関する法律等 の 一 部改正)

第十三条 次に掲 げ る法 律 \mathcal{O} 規 定 中 内 閣 総 理 大臣 補 佐 官 を 国 家戦 略 スタッ フ に、 「及び大臣政 務官

」を「、大臣政務官及び政務スタッフ」に改める。

議院における証 人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和二十二年法律第二百二十五号) 第五条第一項

公職 選 学法 (昭 和二十五 年法 律第百号) 第八十九 条第一 項 第 一号

(特定: 独 <u>\\</u> 行 政 法人等 \mathcal{O} 労働 関 係 に 関する法 律 \mathcal{O} 部 改 正

第十四条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次の

ように改正する。

第三十七 条第 項 第一 号 中 「第七十三条」 0 下に 第七十三条の二」 を加える。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 恩 給法 0) 部を改正する法律 (昭 和二十六年法律第八十七号)の一 部を次のように改正する。

附則第十四 頃中 「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」 を削る。

附 則 第十五 項中 「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削 ŋ 「は、 同 条に規定する局 長に

対 してするも \bigcirc を 「に関する行政不服 審 査 法 (昭 和三十· 七 年法律 第百六十号) 第十 应 条第 一項本文の 期

間 は、 処 分 \mathcal{O} あ つたことを知 0 た 日 \mathcal{O} 캪 日 か 5 起算 し て 年 以 内 に 改め る。

附 則 第十 六 項か 5 第 十八 項 くまで、 を次のように改 8) る。

行

審査法

16 政不服 第十四条第三項の規定は、 項に 規定する審査請求につい

前

ては適用しな

17 総 務 大 臣 は、 第十五百 項 に に規定す る審 查 請 求 \mathcal{O} 裁 決 を行う場合に お **(**) て は 恩 給 法 第 + 五. 条に 規定する

審 議 会等 12 諮 間 L な け れ ば なら な

18 第 + 五 項に規定する処 分の 取 消 L \mathcal{O} 訴えは、 当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でな

け れ ば 提起することができな

附 則 第 + 九 項 を削 る。

(裁 判 所 職 員 臨 時 措 置 法 0) 部 改 正

第十六 裁 判 所 職 員 臨 時 措 置 法 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

本 則中 総 務 大臣」」 を削 り、 第八十二条第二 項 を 「第五 十七条中 採 用 職 員 0 幹 部 職 0

本 部 任 \mathcal{O} ^ 崱 幹 \mathcal{O} 職 命に該当するものを除く。 第 任 部 ^ 一号中 職 命 \mathcal{O} に 任 \mathcal{O} 該当する 命 任 に 「第二十八条」 命 該当する に該当するものを除く。 ものを除く。 t \mathcal{O} _ を除 の 下 に とあるのは ₹ • 一、 とあ __ 第三十六条第二項、 とあ るの 「採用」と、 とあ は る \mathcal{O} 「転任」 る は 0) 降 は ۲, 任させる場合」と、 同法第五 「転任」 第 四 同 十二条第二項、 条第二項中 と、 十八条第 同 法第 「降任 項中 同 八十二条第二 第四 条 第 させる場 「転任 十四条 三項 中 (職員 項 合 第二項、 転転 (職 の幹部職 に 任 改 員 職 第四 \mathcal{O} 幹 員

二項」 十六 条 、条第二 のニか を 「第六十一条の十二第二項第四号、 5 項 第六 第五 + 十条第二 条 \mathcal{O} 七 項」 まで、 を、 第六 第五 + 十五 第五号及び第七号、 条 \mathcal{O} 条」 九 か の下 5 第六十一 に $\overline{\ }$ 条 第六十一条の十三、 第六十条第二 \mathcal{O} + -まで」 項、 を 加 第六十条 第六十 え、 が 一 、 第六 四条第二項」 + 第六十 兀 条 第

に び に に に 改 改 め、 め、 本 則 本 則 第三号中 第 四号 中 及 及 び L び を 第四 条 第六 を 条 の 二 第四 一第三項 条 及び 及 第 び 五 第 条」 匝 項 に 改 第 8 八 、条第: る。 十三項及 び) 第 + 应 項並

に

改

め、

「第七

十三

条第二項」

の 下 に

第七十三条の二、

第七

十三条の三」

を加え、

「 及 び 」

を

並

び

(防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 0 給与等 12 関 する法 律 \mathcal{O} 部 改 Ē

第十七条 防 衛省 \mathcal{O} 職 員の給 与等に関 する法律 昭昭 和 二十七年法律第二百六十六号) \mathcal{O} 部を次のように改

正する。

第十一 匹 条第二項中 「「管理職員」 を 「管理監督職員」」 に、 管理職員等」」 を 「管理監督職

員等」」に改める。

第二十八条 の二第一 項中 第十 九条第一項」を 「第二十条第 項 に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 恩給 法 0 __ 部を改 正する法 律 (昭 和二十八年法律第百 五. 十五 号) 0 部を次のように改正する。

附則 第二十二条 の二中 退 職 手 当 恩 給 審 査 会 を 恩 給 法第· + 五 条 に 規 %定する 審 議会等」 に改 め る。

附則第三十五条の二第三項中 「又は恩給法第十二条に規定する局長」 を削 る。

(元南 西諸 島官公署職員等の 身分、 恩給等の特別措置に関する法律等の一 部改 正

第十 九 条 次に 掲げ る法 律 \mathcal{O} 規 定中 恩給 法第十二条に規定する局 長 を 総務 大臣 に 改改め

元 南 西 諸 島 官 1公署職1 員等 \mathcal{O} 身 分、 恩給等 \mathcal{O} 特 別 措 置 に 関する法律 (昭 和二十八年 法律第百五 十六号)

第十四条

国家公務員共済組合法 の長期給付に関する施 行法 昭 和三十三年法律第百二十九号) 第五十五条

 \equiv 国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされ

る旧 国会議員互助年金法第十五条の二第三項、 第二十一条第一項及び第二十七条

(最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正)

第二十条 最高 裁 判 所裁判: 官 退職手当 特例 法 (昭 和四十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六条第一項中 「第十九条第一項」 を「第二十条第一項」 に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一 条 住民基· 本台 帳 法 (昭 和 四十二年法律第八十一号) の一部を次のように改正する。

別 表第一の百二十一の項中 「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第二十二条 行政 機関 \mathcal{O} 職員 の定員に関する法律 (昭 和 7四十四 年法律第三十三号) の 一 部を次のように改正

する。

第一 条第二項第一号中「及び第四号から第七号の二まで」を「、 第四号から第五号の三まで、第七号及

び第七号の二」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 国家 公務員等退職手当法 の一部を改正する法律 (昭 和四十八年法律第三十号) の一部を次のよ

うに改正する。

附則第十三 一項中 「及び第十九条第三項」 を削 り、 同 法第七条の二第一項」 を 「同条第一 項 に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第二十四条 玉 家 **ぶ公務員** の育児休業等に関 す る法 律 平 ·成三年法律第百 1九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第七条第六項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十 六条の表第六条の二の項及び第二十四条の表第六条の二の項中 「第六条の二」を「第六条の二第一

項」に改める。

般 職 \mathcal{O} 任 期 付 研 究員 の採 用、 給与及び勤 務 時 間 \mathcal{O} 特例 に 関 はする法 律等 \mathcal{O} 部 改 更

第二十五 条 次に . 掲げ る法 律 0 規定中 管管 理 職 員等」 を 管 理 監 督 職 員 等」 に 改 \Diamond る。

般 職 \mathcal{O} 任 期 付 7研究員 の採用、 給与及び勤務時 間 の特例 に関する法律 (平成九年法律第六十五号) 第

七条第二項

般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 (平成十二年法律第百二十五号) 第八条第二

項

(特定非営利活動促進法等の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律 \mathcal{O} 規定中 内内 閣府又は各省の」 を 「内閣官房、 内閣府又は各省の内閣官房令、

」に改める。

特定非営利活 動 促進法 (平成十年法律第七号) 第四十四 1条の二

行 政手 続等 に お け る情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に関い はする法語 律 平 成十四年法律第百 五十一号) 第十二条

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第二十七条 中部国 際空港 の設置及び管理に関する法律 (平成十年法律第三十六号) の一部を次のように改

正する。

第十二条第 項 中 第十 九条第三項」を 「第二十条第三項」 に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第二十八条 独立行 政法 人通 則法 平 成十一 年法律第百三号) の 一 部を次のように改正する。

第五 十四条の二第一 項 中 「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに」を 「採用試

験、 任 用、 般 職 0 職 員 \mathcal{O} 給与に 関する法律第六条の二 一第一 項 \hat{O} 規定による指定職 俸 L給 表 \mathcal{O} 適 用 を受け

職 員 \mathcal{O} 号俸 \mathcal{O} 決 定 並 び に 同 法 第 八 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る職 務 \mathcal{O} 級 \mathcal{O} 定数 \mathcal{O} 設定 及び 改 定、 に . 改 8

第 五. 十九 条第二項 中 「場合には、 人事 ·院 を 「場合には 内閣 総 理大臣」 に、 に より 人人事 <u>烷</u> を てに

より内閣総理大臣」に改める。

裁裁 判 員 \mathcal{O} 参 加す る 刑事 裁 判 に関 はする法 律 \mathcal{O} 部 改 更

第二十 九 条 裁 判 員 \mathcal{O} 参 加す 〜る刑事: 裁 判 に . 関 ける 法 律 (平成十六年法律第六十三号) \mathcal{O} 部を次のように改

正する。

第十五 条第 項第三号ハ中 「及び別表第二」 を っか ら別表第三まで」 に改める。

国 会 議 員 互 助 年 金 法 を 廃 止 す る法 律 \mathcal{O} 部改 正

第三十条 玉 会 議 員 互 助 年 金 法 を廃 止 する 法 律 \mathcal{O} 部 を次 のように改 Ē する。

附 則第四 条中 「恩給法 (大正十二年法律第四十八号) 第十二条に規定する局長」 を 「総務大臣」 に改め

る。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一 条 玉 家 公務 過員法等 の 一 部 かる改正、 する法 律 平 -成十九 年法律第百八号) の 一 部を次 のように改正 す

る。

号)

第

一条」に、

「この条」

を「この項」に、

附 則 第八 、条第一 項 中 「第二条」 を 「国家 公務員法等 \mathcal{O} 部を改 正 する法律 (平成二十一 年 法 律 第

「改 正

後の

法」

を

新

国

家公務員

法

に、

並

び

に 第 五. + 八 条第 項 及び 第二 項」 を 第 五 十八八 条第 項 及び 第二項 第六 十一条 の三第二 項 及び 第三 項

並

び

に

第六

+

条

O

+ = =

第二

項

第

号及

び

第二

号」

に、

改

正

後

 \mathcal{O}

法

第

<u>一</u> 十

七

条

0)

中

第

五

+

八

条

第三

項 E 規定す Ś を 「新国 家公務員法第二十七条の二中 この 法律 に 特段 の定め が あ る に、 改 正 後 \mathcal{O} 法

第 五 + -八条第 項及び第二 項 を 新 国家 公務員 (法第 五. 十八 条第一項及び 第二 項、 第六十一 条の三 第二 項

及 び 第 三項 並 び に 第六 + 条 \mathcal{O} + 一第二 項第二号」に、 人事 評 価 を 人 事 評 価 に 改 8) そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 能 力 0 実 証し の 下 に と、 同 項 第 号 中 及 び 人事 評 価 とあ る 0 は 及 び 人事 評 価 又 は そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 能 力 \mathcal{O} 実 証 を加 え、 同 条第二 項中 改正 後の 法 を 第二条の規定による改正後 \bigcirc 玉 家公務員

法(以下この条において「改正後の法」という。)」に改める。

附 則第十一条中 「第二条の規定による改正後の国家公務員法」を「国家公務員法等の一 部を改正する法

律 (平成二十 一年 法 律第 号) 第一条の 規定による改正 後 \mathcal{O} 国家公務員法」 に改 め、 準 用する第二

条 \mathcal{O} 規 定に による改 正 前 \mathcal{O} 玉 家 公務員法」 <u>ك</u> 0 下に 「第二条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 後 \mathcal{O} 国家 公務 員 法 と

あ る \mathcal{O} は 裁 判 所 職 員 臨 時 措置法におい · て 準 用する第二条の 規定による改正 後の 国家公務員法」と」 を 加

える。

防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 の給与等に関する法律の 部を改正する法律 \mathcal{O} 部 改正)

防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与等に 関する法 律 \mathcal{O} 部を改 正 する法律 (平成二十年法律第 九十八号) 0)

部を次のように改正する。

附 則 第二条第二項中 「この法律」 を 「国家公務員法等の一 部を改正する法律 (平成二十 一年法律第

号) 0) 施 行 \mathcal{O} 日 か 5 起算 して三年 間 は、 この 法律」 に改め、 当分の 間 を削 る。

行 政 不 服 審 査 法 \mathcal{O} 施行に伴 う関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備等 に 関する法 律 の 一 部 改正)

行 政 不服. 派審査法 の施行 に伴う関係法律 . の整 備等 に関する法律の 部を次のように改正する。

第二十三条中恩給法第十三条の改正規定を次のように改める。

第十三条第一項中 「異議申立」 を 「審査請求」に、 「行政不服審査法 (昭 和三十七年法律第百六十号

第 兀 十五条」 を 行行 政 不服 審 査 法 平 -成二十 年 法 律 第 号) 第十七 条第 項本文」 に、

年

以 内 を 年 に . 改 め、 同 条 第 二項 中 「 第 兀 + 八 条 ノ規 定 二 拘 ラズ 同 法 第 十四四 条 第三項」 を 第

条第二項」 に、 「異 議 申 を 「審· 査 請 求 に、 準 用セ ズ を 適 用 セ ズ に 改 8 á.

第二十三条のうち、 恩給法第十 应 [条第 項及び第二項 0 改 正規定を削 り、 同 法第 + 五 条 の改正 規定中

前 条第 一項 _ を 「第十三条第一 項 ノ 異 議 申 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ ノ決定」 に 改 め、 示 作 .: 為 二 関 ス ル \mathcal{O} 下 に 審 査 請 求 1

裁 決 を 加 え、 同 法 第 十五 条 ノ <u>ニ</u>の 改 正 規 定中 第 十三 一条第 項」 を 異 議 申 <u>\frac{1}{1}</u> に、 第十 应 条 第 項

に」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に」に改める。

第三十 七 条のうち恩給法 の 一 部を改正する法 律附 則第 十五 項 の改 正規定中 (平成二十年法 律 第

号)」を「(平成二十一年法律第号)」に、「同

律 第 号) に、 同 条」 を 行行 政 不 服 審 査 法 (昭 和 三十 七

年法律第百

六十号)」 「恩給法第 十二条」 を 旧 行 政 不 服 審 査 法 に 改 8 る。

第三十七条中恩給法 0 部を改正 する法律附 則 第十 -六項 \mathcal{O} 改正 規定を次のように改める。

附則第十六項中 行行 政 不服審 査 法 を 旧 行 政不服審 査 法 に改 いめる。

第三十七条中恩給法の一部を改正する法律附則第十九項を削る改正規定、 同法附則第十八項を改め、 同

項を同法附 則第十九項とする改正規定、 同法 附 則第十七項を改め、 同 『項を同る 法附則第十八項とする改正 規

定、 同法 附 則第 十六項の 次に一 項を加える改正規定及び同 法 附則 に三 項 を加 パえる改| 正 規定 を 削 る。

第十二条に規定する局長」を削り、」を削る。

第四

十二条のうち

恩給法

の 一

部を改正する法律

附則第三十五条の二第三項の

改正

規定中

「「又は恩給法

理由

国家公務員 、制度改革基本法に基づき、 内閣による人事管理機能の強化等を図るため、 人事 の一元的管理に

戦 略 ス タッフ及び 政 務スタッフの設置に関する規定 \mathcal{O} 整 「備等を行う必要がある。 これが、この法律案を提出

する理由である。

関する規定を創設

Ļ

内

閣官

房の

所掌事務及び

)内閣

人事

局の

設置に関する規定

 \mathcal{O}

整備を行うとともに、

国家